

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
---------	---------	-----	---------

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5番 小宅宏議員、7番 山田成利議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

1番 江上裕子議員。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 皆様、おはようございます。

1番 江上裕子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い「美しい日本」と「強い国土」を未来につなぐためにするべきことと題して、一般質問をいたします。

まず、垂井町が「いい部屋ネット 住み続けたい街ランキング2025岐阜県版」において、第2位に選ばれたことに触れたいと思います。これは、岐阜県に居住する20歳以上の男女総計1万3,405人を対象としたアンケート調査の結果です。垂井町の魅力が広く認められた証です。

評価の背景には、自然の豊かさと都市機能のバランスのよさ、そして子育て施策への積極的な取組があると考えます。居住者からは、学校やスーパー、コンビニが近くにあり生活が便利、自然と触れ合うことができるといった声が寄せられており、利便性と自然環境の両立が高く評価されていることが分かります。この結果からも明らかなように、住み続けたいまちであるためには自然の豊かさが不可欠であり、垂井町原風景を守ることが町の未来に直結する重要課題であると考えます。

垂井町には日本の美しい原風景が今なお息づいています。広がる田園、水辺の潤い、宿場町の歴史的町並み、地域に伝わる祭りや民謡などです。これらは単なる景観ではなく、先人たちが築き上げてきた誇りであり、私たちが未来へ継承すべき美しい日本の象徴です。

しかし近年、空き家の増加や生活様式の変化により、こうした原風景や文化が失われつつあります。これは町のアイデンティティーに深刻な影響を与える問題であり、環境保全と文化継承の両面から対策を講じる必要があります。

美しいという言葉は、色や形、音の調和を指すだけではなく、人の心の清らかさや行動の崇高さも表現する日本語の中でも豊かな意味を持つ言葉です。したがって、垂井町の美しい原風

景を守ることは、単なる景観保護にとどまらず、町民の皆さんの心の豊かさを未来へ伝える営みでもあります。

近年、気候変動の影響により豪雨災害が頻発・激甚化しています。また、南海トラフ地震など大規模地震のリスクも高まっています。美しい原風景を守るためには、環境保全だけにとどまらず、防災・減災を組み込んだ都市計画が不可欠です。

そこで、農地・水辺の役割ですが、農地や水田は田んぼダムとして豪雨時に雨水を一時的に貯留し、洪水のピークを抑制する機能を持ちます。農業用ダムやため池は、事前放流や水位調整によって洪水調整機能を発揮し、下流域の氾濫リスクを軽減します。東京都立大学の研究でも、農地は立地や形態に関わらず洪水抑制に寄与し、都市域の水害防止に効果があることが示されています。

垂井町都市計画マスタープランの39ページ、安心・安全の都市づくりの方針にも、水害時の洪水調整機能を持つ水田等の維持・保全を図りますと明記されています。つまり、農地や水辺は景観資源であると同時に防災インフラとして位置づけるべきです。

次に、歴史的建物の耐震補強についてですが、宿場町や歴史的建物は文化資源であると同時に防災拠点として再生することが可能です。

文化庁の伝統的建造物群の耐震の手引きでは、地域特性に応じた耐震補強を進めることで、文化財を守りつつ防災計画に組み込むことができるとされています。耐震補強された歴史的建物は、文化継承の場であると同時に災害時の避難拠点としても機能し、町の防災力を高めます。

また、次世代への文化継承と防災教育についてですが、文化を次世代に伝えるためには、子供たちの意識を育むことが重要です。歴史的建物を耐震補強し、郷土芸能に触れる場として活用することで、子供たちが地域文化に興味を持つきっかけになります。

人口減少により学校の部活動が縮小する中、地域クラブの皆様の御尽力で子供たちは貴重な経験を積んでいます。これに加え、町として多様な文化体験の場を提供することが、子供たちの成長にとって大切な学びをもたらします。さらに、防災教育を組み合わせることで、美しい日本と強い国土を次世代へ継承することができます。

そこで、以上を踏まえ、町長にお尋ねいたします。

垂井町の原風景を守りつつ、国土強靱化の観点から防災・減災を組み込んだ都市計画をさらに進めることで、美しい日本を未来へ継承し、災害に強いまちづくりを実現できると考えますが、この点について町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、江上議員の御質問の「美しい日本」と「強い国土」を未来につなぐためにすべきことについてお答えをしたいと思います。

昨今、国内におきましては、令和6年に発生をいたしました能登半島地震、あるいは奥能登豪雨によります水害、さらには先月、大分県大分市で発生をいたしました大規模火災など、そ

してまた今朝の朝刊でも載っておりましたけれども、一昨日青森県においても震度6強の地震が発生し、相次ぐ自然災害によりまして多くの被害が生じておるところでございます。

このような厳しい状況を踏まえながら、国におきましては国土強靱化や、あるいは災害に強いまちづくりの推進に向け、様々な取組が展開されておるところでございます。

特に都市計画の分野では、人口減少への適応と災害に強いまちづくりが求められておりまして、持続可能な都市経営を実現するためには立地適正化計画の策定が必要でございます。本町におきましても、そういったようなことから、持続可能な都市の形成を図るために本年度から計画の策定に着手をいたしまして、来年度の策定を目標に作業を進めておるところでございます。

本計画では、自然災害のリスクが低く、そしてまた人口密度が高いエリアへの居住でありますとか、都市機能を誘導し、都市の防災機能を確保する観点からも計画の中に防災指針を定めることとしております。さらには、この指針に基づく具体的な取組につきましては、現在、関係各課と連携を図りながら調整、検討を進めているところでございます。

また、議員御案内のとおり、農地につきましては水害時の洪水調整機能を備えておりますことから、市街化区域以外の地域では農業の振興と農地の保全を図りながら水害対策にも配慮してまいり所存でございます。

なお、本計画の策定に当たりましては、住民説明会やパブリックコメントなどにより広く住民の皆様の意見を聴取するとともに、策定後につきましても、まちづくり出前講座などを通じまして防災教育の観点から広く周知してまいりたいと、そのように考えております。

そのほかの取組といたしましては、議員御案内のとおり、旧中山道沿いには数多くの歴史的建造物が現存をいたしております。垂井町といたしましては、建築物の耐震化を促進するために、昨年度から旧中山道沿いに立地いたします建物の所有者に対しまして戸別訪問を行い、耐震化の必要性と重要性についての普及、啓発活動を実施しておるところでもございます。

垂井町、そして町民の皆様のために、都市計画の課題に早急に対応するとともに、今後の垂井町をどのような姿にしていくのかにつきまして、明確なビジョンとその実現に向けた道筋をこの計画の中でも示すことが今まさに求められておる、そのように考えております。それがために、都市計画の3本柱でございます土地利用、都市施設の整備、そして市街地開発事業を着実に進めながら、都市再生による好循環の実現に向けた取組を推進してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま答弁のほうを頂戴いたしました。

都市計画と防災インフラの具現化については、共通の理解があるというふうに認識いたしましたところでございます。

そして、再質問をさせていただきたいと思っております。

垂井町都市計画マスタープランにおいて、水田や農地の洪水調整機能を維持・保全するとさ

れていますが、今計画中ということでございますけれども、これをどのように具体的に施策として展開していくのか、そのビジョンがあればお伺いしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 江上議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町長の答弁のほうにもございましたように、市街化区域以外の地域の農地につきましては、農業の振興と農地の保全を図りながら、しっかりと今後、水害対策に配慮しながら計画策定を進めてまいりたいと考えております。

また、具体的な施策をとという御質問でございましたけれども、先ほども町長の御答弁のほうにもございましたように、現段階におきましては関係各課と連携を図りながら、今後の対策等々は盛り込んでまいりたいと考えております。

また、まちづくりにおきましては、この農地を含めまして公園、緑地などのオープンスペースは、景観、環境、防災などの多面的な機能を発揮をいたしております。よって、このような本町の原風景を大切にしながら、今後の町全体の都市計画をしっかりと形づくってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま御答弁のほうをいただきました。今後しっかりと取り組んでいただける、各課と連携してやっていただけるということを本当に理解いたしました。ありがとうございます。

さて、質問でございますが、歴史的建物の耐震補強と文化継承の両立についてでございますが、宿場町や歴史的建物の耐震補強などについても答弁をいただきましたが、やっぱり文化財を守りながら防災拠点として活用するためには耐震補強の技術ですとか支援が不可欠です。そういった中で、伝統的建物群の耐震の手引を踏まえて、支援策や補助制度など今後導入されるお考えについてお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 桑原和弘生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 江上議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員お示しの伝統的建造物群の耐震対策の手引、こちらになります。県内では伝統的建造物群保存地区は高山市など6か所ございます。手引にもありますように、そういった伝統的建造物につきましては、まずはその建物がどこに価値があるのかを見極めまして、建物の構造特性に応じた診断ですとか補強方法を用いながら、その価値に最も影響の少ない範囲、また方法で補強を行う必要があると考えております。法的な条件としましては、建築基準法の適用ですとか、また社会的な条件といたしましては個人所有の住宅が多いということ、また耐震対策にかかる費用や工期ですとか、工法の制限などがございます。文化財的な価値からいきますと、それらにつきましては原則、外観に主たる価値を置く必要もございます。

ただ、その上で、議員御提言の文化的建造物を耐震化することによっては、十分に防災力の向上にもつながると考えております。国の支援策も踏まえながら、先ほど申しましたように多

角的に調査・研究を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま御答弁のほうを頂戴いたしました。各課連携して力を合わせてやっていただけるということを理解いたしました。そして、このすばらしい垂井町、そしてこの美しい環境、そしてその強い国土を未来の子供たちに皆様と一緒に残していきたい、そういった気持ちで私の一般質問を終わります。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

〔12番 中村ひとみ君登壇〕

○12番（中村ひとみ君） 12番 中村ひとみです。

議長のお許しをいただきましたので、大きく2点にわたって質問を始めさせていただきます。

まず1点目、子宮頸がん及びHPV関連がんの撲滅に向けて、今回はHPVワクチンの女子定期接種の現状と男性接種への助成について伺います。

子宮頸がんは予防可能ながんでありながら、依然として若年女性の命を脅かす深刻な疾患です。日本ではHPVワクチンの接種率が一時的に著しく低下した影響により、今後数十年にわたり予防可能だったがんによる罹患と死亡が増加することが懸念されています。

令和4年度から令和6年度に実施されたHPVワクチンのキャッチアップ制度が終了し、令和7年度から新規で接種できるのは小学校6年生から高校1年生の定期接種対象のみとなっています。厚生労働省が公表した令和4年、5年、6年度の都道府県別定期接種率では、全国的に毎年度回復傾向にあるものの、地域差が生じていることも明らかとなっています。また、年齢別に状況を分析した生まれ年ごとの累積初回接種率では、令和6年度末時点で公費最終年度である高校1年生及びキャッチアップの方は約50%程度、標準接種年齢である中1終了時では約25%程度と公表されています。

世界保健機構（WHO）は、2030年までに女子の90%が15歳までにHPVワクチンを接種することを目標に掲げ、子宮頸がんの撲滅を国際的に推進しています。実際に男女ともが接種が進んでいるオーストラリアでは、HPV感染者率及びHPV関連疾患が減少しており、近いうちに子宮頸がんが撲滅できるとも言われております。日本においても接種率をさらに上げていくために、自治体の積極的な取組が不可欠です。

そこで、これまでの本町の取組内容と今後のさらなる施策について伺います。

まず1点目として、女子定期接種の接種件数、接種率の推移はどのようになっているか、また令和6年度及び令和7年度の対象者への啓発はどのように行われたのか、お伺いいたします。

2点目、令和8年度以降さらに接種率を上げていくための取組としてのお考えをお聞かせください。

厚労省の資料によると、令和6年度の定期接種都道府県別接種率が全国で一番高かったのは宮崎県、2番目は山形県でした。宮崎県は子宮頸がん罹患率・死亡率が全国第1位であり、令和4年度の定期接種率も全国平均を下回っていたことから、令和5年度から2か年計画で子宮

頸がん予防ワクチン普及啓発事業に着手したそうです。県の調査では、接種率が高い市町村ほど個別通知の対象学年が広く、接種動機としても市町村からの個別通知が最も多く上げられました。これを受けて県は市町村と連携し、啓発と接種勧奨を強化し、毎年接種率を向上させています。令和6年度には宮崎市が年4回、全学年に対して接種勧奨を実施するなど積極的な接種勧奨を行っており、結果につながっています。また、全国2位だった山形県の山形市でも、令和4年度以降、定期接種対象者学年に対して幅広く毎年個別通知を送付しているそうです。

HPVワクチンは、過去の副反応報道などの影響により、市民の不安や誤解が根強く残っています。厚労省が実施した調査でも、副反応への不安と子宮頸がんの予防の必要性の間で接種を決めかねている保護者が多いということも報告されておりました。そのため、最新の正しい情報を理解し、納得した上で接種の可否を判断するためには、繰り返しの情報提供が不可欠です。

現在、国が定める標準接種年齢終了時点、中学1年生年度末での初回接種率はわずか25%と非常に低く、現状の取組だけでは、ほかのA類予防接種並みの接種率に近づけるのは困難です。

そこで、宮崎市や山形市のように、定期接種対象の全学年に対して毎年個別通知を行ってはいかがでしょうか。個別通知は接種のきっかけとしても最も効果的であることがこれまでの国の調査でも何度も示されており、集中して取り組む価値があると思います。

そこで3点目、令和8年度以降、定期接種全学年の未接種者に対して、毎年接種勧奨通知を行ってはどうでしょうか。

大きく2点目、男性への接種について伺います。

今年8月に日本でも9価HPVワクチンの男性への接種が承認されました。男性もHPV感染により肛門がんや尖圭コンジローマなどの疾患に罹患するリスクがあり、ワクチン接種でこれらの疾患を予防することができます。また、HPVワクチンを男女双方に接種することで、社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られるといった報告もあります。子宮頸がん及びHPV関連がんを減少させるために、男女ともに予防していくことが重要と考えます。実際にHPVワクチンは80以上の国と地域で男女とも定期接種の対象となっており、G7諸国の中で男性への定期接種が実施されていないのは日本のみとなっています。

現在、男性への接種は全額自己負担であり、9価ワクチンを3回接種すると約10万円と接種費用が大変高額です。経済的負担を理由に接種を諦める町民も数多くいらっしゃると思います。こうした状況を受け、国の定期接種化を待たずに自治体独自に接種費用の助成を開始する動きが全国的にも広がっており、現在60以上もの自治体において任意助成が実施されています。

そこで伺います。1点目、本町においてもHPVワクチンを男性に任意助成してはいかがでしょうか。

HPVワクチンは、子宮頸がんをはじめとするHPV関連疾患の予防に有効であり、男女ともに接種の意義があります。しかし、女子の定期接種率は依然として低く、男子は定期接種制度の対象外となっています。町民の健康と若い世代の未来を守るために、子宮頸がんやHPV

関連がんの撲滅に向けて積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

続きまして、2点目といたしまして、熊被害が相次ぐ中、わが町はどのように安全を守るか。

近年、全国的に熊の出没被害が急増しており、我が町でも例外ではありません。山林の餌不足や里山管理の遅れ、さらには人里への熊の慣れなど複数の要因が重なり、従来よりも熊が生活圏に現れやすい状況となっています。町民の皆さんからも、通学路が心配だ、畑に入りづらいといった不安の声が多く寄せられております。

そこで私は、本町の熊対策として、1. 予防の強化、2. 情報発信の徹底、3. 緊急時対応の向上の3つの観点から質問をさせていただきます。

被害を未然に防ぐ予防の強化について。

まず、熊を人里に寄せつけないための環境づくりについてです。

生ごみや放任果樹、管理されていない農地は熊を呼び寄せる最大の要因です。町として、ごみステーションの適正管理や生ごみの野外放置禁止の啓発、放任果樹の撤去支援など、さらには電気柵設置への補助など予防策の強化が不可欠と考えます。

1点目として、これらの予防策を本町としてどのように位置づけ、今後どのように進めていくのかお聞かせください。

出没時の迅速な情報発信について。

次に、熊の出没情報の伝達方法について伺います。

熊が目撃されても、住民に情報が届くまでに時間がかかると、その間に事故が起こる可能性があります。防災無線、メール配信、LINEなど複数の手段による即時発信が求められます。また、通学路や高齢者の生活動線を踏まえた熊出沒危険箇所マップの整備も必要です。

そこで2点目として、出沒情報の即時共有体制をどのように改善していくのか。また、危険箇所マップの作成や周知について、町の考えを伺います。

緊急時の対応力向上について。

最後に、出沒時の現場対応体制についてお尋ねいたします。

現状、行政、猟友会、警察などの連携は図られているものの、出沒確認から住民避難、捕獲の可否を判断するまで、迅速で明確な初動ルールが整っているとは言い切れない部分もあります。対策協議会の機能強化や担当部署間の連携強化、そして地域住民と共に行う見守り体制が不可欠です。

3点目として、熊出沒時の初動ルールの明確化、関係機関の連携強化をどのように進めるのか、町としての方針をお聞かせください。

以上、2点にわたる質問を終わります。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、中村議員の大きい1つ目の御質問、子宮頸がん及びHPV関連がんの撲滅に向けてのうち、はじめにこれまでの本町の取組内容と今後のさらなる

施策についてお答えさせていただきます。

1点目の女子定期接種の件数及び接種率につきましては、議員から御紹介のありました累積初回接種率を用いてお答えいたします。この累積初回接種人数と累積初回接種率は、積極的な接種勧奨の一時差し控えや、それにより時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種をしたいいわゆるキャッチアップ接種を行ったことや、ワクチンの種類ごとに接種回数が異なることなどから統計がまとめるににくい背景があり、このようなときの接種状況を示す際などに用いるもので、ワクチンを初めて接種した人の総数とその接種率を表します。標準的な接種期間である中学1年生では、令和4年度は9人、7.1%、令和5年度は11人、10.2%、令和6年度は26人、20.8%でございました。また、定期接種の最終学年となる高校1年生相当については、令和4年度は28人、19.6%、令和5年度は32人、24.4%、令和6年度は81人、64.8%でございました。

次に、令和6年度及び7年度の対象者への啓発につきましては、標準的な接種期間とされる中学1年生の女子に対して、予診票と併せて厚生労働省が作成したリーフレット「小学校6年～高校1年相当の女の子と保護者の方へ大切なお知らせ」を4月初旬に個別に郵送いたしました。また、令和6年度ではキャッチアップ接種対象者と定期接種最終学年に当たる高校1年相当の女子で接種を完了していない者に対して、令和7年度では高校1年生相当の女子の未接種者に対して、それぞれはがきにて勧奨をいたしました。

2点目の御質問、令和8年度以降の接種率向上に係る取組についてと、3点目の接種勧奨の御提案については、併せてお答えをいたします。最も効果的な接種期間となる標準的な接種期間の中学1年生に対する接種勧奨は継続して実施してまいります。さらに、個別通知に加え、町ホームページやLINEを活用して情報提供に取り組んでまいりたいと考えております。

未接種者への勧奨につきましては、議員の御提案も含め、他の自治体の取組など情報収集も行い、HPVワクチンだけではなく、ほかの定期接種も含めて効果的な通知時期、方法について検討をしております。まずは接種を希望される方が定期接種の機会を逃すことがないように、最終学年となる高校1年生相当の方への再勧奨を継続して実施してまいります。

最後に、HPVワクチンの男性への接種につきましてお答えいたします。

現在、HPVワクチンの男性への接種は、予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種とは異なる任意接種となっております。任意接種に位置づけられた予防接種は複数あり、その中のどの予防接種を助成対象とするのかなど難しい問題であると考えております。

国のワクチン分科会においては、令和4年8月に男性への定期接種化への検討が開始され、有効性や費用対効果などについて現在も議論が続けられております。引き続き、国の動向、科学的知見の蓄積を注視してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、中村議員の大きな御質問の2つ目、熊被害が相次ぐ中、わが町はどのように安全を守るかについてお答えいたします。

近年、全国的に多発している熊の出没や人身被害につきましては、議員御賢察のとおり、山林環境の変化や野生動物の生態変化など複合的な要因による深刻な問題であると認識しております。本町におきましても目撃情報が寄せられており、通学路の安全確保や農作業への不安といった町民の皆様の切実な声は、私ども行政にとりましても喫緊の課題であります。町民の生命と財産を守ることは行政の最大の責務であり、強い危機感を持って対策に当たる所存です。

それでは、御質問のありました3つの観点、予防の強化、情報発信の徹底、緊急時対応の向上について順次お答え申し上げます。

1点目の、被害を未然に防ぐ予防の強化についてでございます。

熊を人里に寄せつけないためには、議員御提案のとおり、誘引要因となる環境の管理が最も重要かつ基本的な対策であると考えております。具体的には、隠れ場所となる耕作放棄地の草刈りや餌となる放任果樹の撤去、そして生ごみの適切な管理が不可欠です。町では、これまでも「広報たるい」や町ホームページ等を通じ、こうした身近でできる鳥獣対策の啓発を行ってまいりました。

また、物理的な対策として、個人の皆様が自ら行う対策を支援するため、鳥獣防除施設設置事業を実施しております。これは、個人の方が電気柵や金網柵を設置される際、その費用の3分の2、上限15万円を補助する制度です。この電気柵などの設置につきましては、熊の侵入を物理的に食い止める防御のみならず、熊にここは入ってはいけない場所であると学習させ、侵入そのものを未然に防ぐ心理的な予防効果も期待するものでございます。本制度は、農家の方に限らず被害のおそれがある一般住民の方も対象としておりますので、個人の皆様による自衛策への支援として広く有効に御活用いただきたいと考えております。

今後は、これらの対策に加え、制度面の強化を図るため、現在運用しております垂井町鳥獣被害防止計画の見直しを進めてまいります。現行計画では、対象鳥獣を猪、ニホンジカ、ニホンザルとしておりますが、ここに新たに熊を位置づけ、法律に基づくより強固な対策が可能となるよう関係機関と調整し、改定作業を速やかに進めてまいります。

2点目の、出没時の迅速な情報発信についてでございます。

熊の出没情報は人命に関わる重要事項であり、情報の迅速性が何よりも重要であると認識しております。

現在、本町の熊の出没情報があった場合の対応マニュアルにおきましては、山中での目撃と住宅地周辺での目撃で対応を区分しております。特に危険度の高い住宅地周辺での出没情報に関しましては、時間帯を問わず直ちに防災行政無線により放送を行い、安全が確認されるまで定時的な注意喚起を継続する運用としております。また、即時性を補完するため、子育て推進課や学校教育課とも連携し、園児や児童・生徒の保護者への連絡網も活用しております。

御提案いただきましたLINEやメール配信につきましても、防災行政無線の放送に合わせ、連動して配信される運用となっております。今後も多様な情報伝達手段を活用し、情報の空白地域が生じないように努めてまいります。

さらに、御提案の熊出没危険箇所マップにつきましては、現在、岐阜県が運用しております県域統合型GIS「クママップ」を活用しております。このマップは、広域的な過去の出没履歴を視覚化でき、住民の皆様の予見可能性を高める有効な手段であると考えておりますので、今後、町民への周知を徹底してまいります。

3点目の緊急時の対応力向上についてでございます。

熊出没時の初動対応につきましては、先述のマニュアルに基づき、通報受領後直ちに担当職員が現場へ急行いたします。現場対応におきましては、住民の安全確保を最優先とすると同時に、対応する職員や関係者の二次被害を防ぐため、むやみに熊を刺激せず、山への退避ルートを確認しながら監視を行うことを基本原則としております。捕獲の要否判断につきましては、警察や県の専門機関、そして垂井町有害鳥獣捕獲隊と緊密に連携し、現場の状況に応じて慎重かつ迅速に判断してまいります。

また、平時からの関係機関との連携につきましても、重層的な体制構築に努めております。具体的には、垂井警察署及び西濃農林事務所とは熊対策意見交換会を定期的で開催し、出没情報の共有ルールや、市街地出現時における役割分担について綿密なすり合わせを行っております。実働部隊である有害鳥獣捕獲隊とも意見交換会を実施し、現場での安全確保やわなの設置場所の選定、捕獲時の報告体制について協議を重ねております。さらには、各地区の代表者や農業関係者にお集まりいただく有害鳥獣被害対策協議会や地域住民の方への説明会も開催し、目撃情報の収集や地域ぐるみの対策について合意形成を図っております。

このように、警察や専門機関などの縦の連携と、地域住民や有害鳥獣捕獲隊との横の連携の両面から、顔の見える関係づくりを進めておるところでございます。

なお、新たな対策手法として、現在、岐阜県においては関係団体や猟友会と連携し、ドローンを活用して熊を人の生活圏から追い払う実証実験に取り組んでいると承知しております。この事業につきましては、詳細な実施手法や連携体制などについて情報を注視するとともに、本町においても有効な手段となり得るか、県の動向を踏まえつつ研究してまいりたいと考えております。今後は、国のクマ被害対策パッケージの方針を踏まえつつ、平時より関係機関との連携や情報共有を密にすることで、緊急時に迷いなく機能する強固な初動体制を構築してまいります。

以上、町民の皆様が安心して暮らせるよう、ハード・ソフト両面から対策に全力で取り組んでまいり所存ですので、皆様のお理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） 非常に丁寧な御答弁ありがとうございました。

HPVワクチンに関しましても接種勧奨通知を出していただけたということで、町民の命を守る本町の積極的な取組に感謝申し上げます。ぜひ早期に実施していただきますようお願いいたします。

また、いろいろな情報があり、接種を迷っている方も多いかと思います。通知の内容についても、町民の不安や質問の多い項目などを反映して、より分かりやすいものにしていただけるよう要望をいたします。答弁はよろしいです。

熊被害をどう防ぐかということで、本当にお聞きしてすごく取り組んでいただけているということを理解いたしました。特に先進地事例を御紹介させていただきますが、長野県の軽井沢町では、15年間にわたり生活圏での人身被害をゼロに抑えて、また出沒しても無駄だということに熊に分からせるための工夫の一つとして、徹底したごみの管理だったそうです。1999年には1,000件を超えるごみの被害だったのが、現在開けられない構造のごみ箱を設置したりということで、今はごみ荒らしはゼロ件になったという紹介がありました。その中で、森林総合研究所の動物生態遺伝チーム長の西大氏がコメントをされているので、御紹介したいと思います。先ほど課長も紹介されました政府が出していただきました対策パッケージを基にお話をしていると思います。ちょっと読ませていただきます。

熊が増える要因を直視した中長期的な対策を全国的に根づかせなければ、熊被害はなくなる。熊被害は今後も続くと見られる。数年後には中部地方や西日本でも東北と同様の事態に直面するおそれがある。人ごとではない。災害に備えると同様の危機感で対策を講じていく必要がある。よい餌場を見つけた熊は冬眠せず出沒し続ける。早く寝てもらうためにも、残っている柿などの誘引物をなるべく早く取り除くとともに、空き地の草刈りなど今できることを一つずつ進めてほしいと語っておられます。

熊による事故を未然に防ぐためには、先ほど申しました予防と情報と対応の3つを同時に進め、町全体で人と熊の距離を取り戻すことが不可欠です。本町には高齢者も多く、また子供たちの通学路も山際に近い地域があります。町民の命と生活を守るために、より踏み込んだ対策を求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） 5番 小宅宏です。

議長より発言の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を開始させていただきます。

一般質問1. 新高校生の学習用タブレットについて。

岐阜県教育委員会が県立学校と特別支援学校高等部における生徒用タブレット購入費用の全額を保護者負担とする方針を発表しました。当事者である保護者からの意見を全く聞くこともなく、突然の決定です。

方針によると、来年度2026年度から、原則として保護者は県が指定する6万円から10万円のタブレット端末の購入を入学時に求められるということです。それだけではなく、附属品やアプリの購入費用も求められる可能性があります。これまでは全額公費負担、全家庭へのタブレット貸与でしたが、突然の大きな方針転換です。

当事者である保護者からは、入学時に、ただでさえ制服、教科書代等で10万円から20万円も

かかる中で、さらに10万円必要となると、借金しないと払えません、先生方からは、多額の出費を強いる割に授業でそこまで必要となるのか、様々な懸念があるとの声が聞こえています。国主導でICT活用が決まり、その効果検証は不十分なまま、今度は突然保護者負担を求められることになったのです。

高校で全額保護者負担となれば、今は公費負担で児童・生徒に貸与されている小・中学校においても、全額保護者負担となる可能性も高まります。今、少子化対策、子育て支援を国・県ともに強力に進めようとしている中、この保護者負担は子育て支援の方向に逆行しています。県教育委員会の問題とはいえ、垂井町民の問題だと考えますが、次の4点をお尋ねします。

1. 町長は、この問題についてどのように受け止められていますか。
2. 県に対して保護者負担の軽減を求めているのですが、どうお考えですか。
3. 町として補助を検討していただきたいのですが、どうお考えですか。
4. 今後、小・中学校にもタブレットの保護者全額負担の可能性も出てきた場合、どういう対応を取られますか。

以上4点お答えください。

一般質問2. こども園の3歳未満児の保育料無償化と給食費の無償化は、町長の公約！

2023年4月、早野町長は無投票で再選され、早野町政2期目がスタートされました。町長は2期目の所信表明の中で「子育てファーストタウンたるい」を掲げられ、こども園の3歳未満児の保育料無償化と給食費の無償化にも取り組みたいと語られ、地元新聞にも大きく報道されました。

私は、この実施期日を問うた一般質問を2023年の6月議会、2024年の12月議会で行いました。私の2期目の在任期間の中でしかるべき時期に着手してまいりたい（2023年町長）、実施時期につきましては、今後の町全体の事業施策を見据えながら慎重に着手してまいりたい（24年子育て推進課長）という答弁をいただきました。

現在、2期目の実質的な最終年度である2026年度予算案を作成中であろうかと思いますが、公約遵守の立場からどうされるのか、町長にお尋ねします。

一般質問3. 南海トラフ巨大地震に備え、避難所対策の強化を！

政府の地震調査委員会は、本年10月末に南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率を、これまでの80%程度から、60%から90%以上に見直しました。いつ起きてもおかしくない状況に変わりはない（平田直委員長）と報告しました。

南海トラフ巨大地震は、東日本大震災と比較して被害の規模と範囲が桁違いに大きいと想定されています。死者・行方不明者は約32万3,000人、東日本大震災の約17倍、家屋の全倒壊数は約238.6万戸、東日本大震災の約18倍と予測されています。

また、被害が広範囲に及び、震度6以上となる地域が九州から関東まで広がる一方、東日本大震災では震度7の地域は限定的でした。さらに、津波の到達時間が非常に短く、被災後すぐに広範囲で甚大な被害が発生する点が異なります。

地球温暖化で日本は、二季（夏、冬）の国に（三重大学大学院生物資源学研究科教授 立花義裕氏の著書「異常気象の未来予測」から引用）。

過去3年、日本は観測史上最高の気温を更新しました。夏の気温上昇のペースがこの10年で上がり、50年後には夏の気温は40度が普通になると見えています。夏は晴れると猛暑と干ばつ、雨が降ると豪雨、冬は晴れると暖冬、雪が降ると豪雪、そうした極端な気象の条件が整っているのが日本です。春や秋と言われた気候が消えて、長い夏の後はずぐに冬という二季の気候になる、それも温暖化の日本です。

南海トラフ巨大地震対策として、次の2つの対策に対して質問をします。

1番目は、小・中学校の体育館の空調設置についてです。

この要望は、今期、複数の同僚議員からも出されました。

25年度の西南濃地域の町の状況を簡単に報告します。関ヶ原町、子育て支援拠点施設整備計画、16億5,000万円計上しながらも560万円の工事実施設計予算計上。養老町、東部中学に1億9,062万円計上。神戸町、24年度神戸小に設置済み、25年、下宮小学校に設置予定、26年、南平野小学校、北小。安八町、町総合体育館と町内3小学校の設計委託に2,000万円計上。輪之内町、中学校体育館の設計委託に517万円計上、今後3年をめどに町内5か所の体育館全てに設置予定。これらを見ても明らかなように、全く取り組めていないのが垂井町の現状です。ぜひ遅れを取り戻してください。学校環境整備と同時並行して取り組まないと災害に間に合いません。

2番目は、指定された避難場所の環境整備についてです。

指定された避難所の数と、スフィア基準に基づく収容人数の総合計と、避難所開設当初からの簡易トイレ数、簡易ベッド数、間仕切りテント数を教えてください。

避難所環境整備（スフィア基準に基づく）の到達点を明らかにして、今後どうするか教えてください。国や県に対しての要望も含めてお願いいたします。

一般質問4. 聴こえくつきり、加齢性難聴支援を！

補聴器助成広がる（中日新聞2025年12月1日一面トップ記事）。

高齢化が進む中、加齢性難聴で補聴器を買う人に助成金を出す自治体が全国的に増えている。補聴器の使用が認知症の発症リスクを下げる効果があるという研究結果もあり、その重要性が共有化されつつあるためだ（中日新聞より）。

実施自治体500を突破。

軽度や中等度の難聴の高齢者などを対象に補聴器購入を助成する市区町村が、全国で518自治体に増えたことが分かりました（2025年11月10日時点、全日本年金者組合・大阪府本部調べ）。

ヨーロッパの多くの国では医療として位置づけられており、補聴器購入の公的補助があります。個人負担はないか、少ないです。また、国家資格を持つ補聴器技能者が医師と連携し、患者が補聴器を使いこなすまで支援します。そのため、所有率も満足度も日本より非常に高くな

っています（全日本年金者組合・大阪府本部執行委員 林洋司さん談）。

山形県山形市では、介護予防や認知症予防、ひいては健康寿命の延伸につなげることを目的に、総合的な聴こえのフレイル対策「山形市聴こえくつきり事業」を保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金を使って全額国費負担の事業を実施しています。医・産・学・官が連携し、普及啓発、早期発見、早期対応、フォローアップ、データ分析の一連の事業です。補聴器購入の助成、どうされますか。

以上4つの質問を行いました。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 小宅議員からの御質問のうち、1つ目の新高校生の学習用タブレットにつきましてお答えをしたいと思います。

まず1点目の、町長としてこの問題についてどのように受け止められているのかという点と、それから2点目の、県に対して保護者負担の軽減を求めていただきたいという2つの御質問について、併せてお答えをしたいと思います。

岐阜県教育委員会では、令和8年度の岐阜県立高等学校、そしてまた岐阜県立特別支援学校の新入学生から、個人所有の端末、タブレットでありますとかパソコンを利用して授業などを行うこと、また原則として個人で端末を準備することについて、岐阜県のホームページでの広報、また8月末に中学3年生の保護者宛てに文書が送付されたと同っておるところでございます。

個人所有の端末を使用することにつきましては、高等学校は小・中学校とは異なりまして、入学する学校の課程や学科によりまして端末に必要となる性能が異なりますことから、一律同じ端末を使って学習することが難しいことが背景にあるようでございます。

なお、岐阜県のホームページには、前述のとおり、既に所有する端末が仕様を満たしていればそのまま利用できること、そしてまた新たに端末を購入される場合につきましては、必要な仕様を満たした端末を準備していただくことをお願い、また通常価格より安価に購入できるECサイトを準備される予定であること、そしてまた低所得者世帯に対しましては、一定の条件を満たせば端末の貸与を検討することも広報されているところでございます。

いずれにいたしましても、個人所有の端末を利用させていただくことにつきましては、岐阜県、そしてまた岐阜県教育委員会が十分に調査・研究され出された結果でありますことから、そういったことを勘案いたしますと、私ども垂井町から軽減につきまして即求めることは今のところ想定をしていないところでございます。ただ、十分な配慮を持って対応していただきたいというのが私の願いでございますので、加えてそういうふうな回答をさせていただきます。

次に、3点目の御質問でございますが、町として補助を検討していただきたいのですがという考えでございますけれども、それについてお答えをしたいと思います。

垂井町のホームページ、垂井町すこやか子育て支援サイトでも広報を行っておるところでござ

ございますが、本年の9月30日現在、岐阜県内に住民登録がある中学3年生の保護者に対しまして、中学卒業後の進学や就職等の準備費用に対する経済的な負担を軽減するために、岐阜県高等学校就学準備等支援金といたしまして1人当たり3万円の支援金を支給しておるところでございます。また、これまで中学校終了までとしておりました児童手当につきましても、昨年、令和6年でございますけれども、10月から高校生年代まで支給できるよう児童手当制度の拡充がなされたところでもございます。

このようなことから、垂井町として個人所有の端末の購入に係る新たな補助を行うことにつきましては、現在のところは考えていないところでございますが、引き続き、小・中学校児童・生徒が使用いたします端末と併せまして、関係機関へのICT環境の整備等に対する継続的な支援をお願いしてまいりますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それから次に、こども園の給食費無償化と保育料の無償化の実施についてお答えをしたいと思います。

私が2期目の所信表明等で申し上げましたこども園の給食費、また3歳未満児の保育料の無償化につきましては、子育てファーストタウンたるいの実現に向けて、子育て施策の象徴的な取組として公約に掲げているものでございます。子育て世帯の経済的負担軽減につきましては、大変重要な施策であると考えております。

現在、庁内では、国の交付金あるいは物価高騰対策の制度活用も視野に入れながら、財源の状況でありますとか、将来の持続性を踏まえまして十分なる検討を進めておるところでございます。

一方、3歳未満児の保育料無償化を恒久的に実施をいたす場合には、一般財源に一定の負担が生じる見通しもございます。そのため、限られた財源の中でどこに重点的に支援を投じていくべきかという視点もとても大切な案件でございます。

いずれにいたしましても、垂井町の子育て施策を検討するに当たりましては、社会情勢、あるいは保護者のニーズに加えまして、近隣市町の状況も参考にしながら、財政支援のみならず、垂井町で子育てしたいと思っただけのような環境づくりを進めていくことが私も大変重要だと認識いたしております。

公約の遵守という観点につきましては、私も極めて重要な案件であると認識しておりますし、また在任期間中に何らかの形で子育て世帯の負担軽減につなげることができるよう、財政当局とも十分調整、そしてまた健全性と将来世代への責任を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。

町民の皆様が安心して子育てできる環境を整えることにつきましては、先ほど江上議員のところでもお話がございましたとおり、住み心地、住み続けたいまちについても上位にランクインいたしておりますことも背景にはあろうかというふうに私も認識しておるところでございます。町の将来を支える大切な投資の一環でもあるというふうに考えておりますので、御理解い

たきますようよろしく願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 和田満教育長。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 小宅議員からいただきました新高校生の学習用タブレットについての御質問の4点目、今後、小・中学校にもタブレットの保護者全額負担の可能性も出てきた場合、どういう対応を取られますかについてお答えいたします。

現在、垂井町の小・中学校では、各教科の授業や児童会、生徒会活動など様々な場面で学習者用タブレット端末を活用しております。例えば、インターネットに接続して検索エンジンを活用し調べ学習をすることはもちろん、小学校では県教育委員会が提供しています算数のオンラインの学習システムG I F U W e bラーニングを活用しまして、子供一人一人がそれぞれ個別に問題を選んで解いたり、その正解・不正解が学習履歴に残り、子供自身も教師も結果を振り返ったりすることができるようになっております。理科や社会科などの授業では、デジタル教科書を活用して資料を拡大したり、QRコードを読み取って資料を選んで見たりすることもできるようになっています。英語科では、小学校でも中学校でも写真や図、文字を書き込んだスライドを作成し、英語でスピーチやコミュニケーションを図るプレゼンテーションを行ったりしています。カメラの機能も使って観察記録や自分の学習記録を残したりもしております。

令和3年3月に学習者用タブレット端末を導入し、令和3年4月から使用して以来、子供たちの学習活動は多様化しまして、一人一人のしたい学習活動ができるようになってまいりました。現在ではなくてはならない学習の道具となっております。

導入以来5年がたちまして、学習者用タブレット端末の更新時期を迎えています。垂井町では新しいタブレット端末を令和8年1月に子供たちに貸与する予定になっております。各市町村立学校、各県立学校の学習者用タブレット端末の更新に当たりましては、令和7年1月24日付で文部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長宛てに、令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針及び学校のICT環境整備3か年計画についてが通知されております。この中で、義務教育段階につきましては、令和5年度の国の補正予算にG I G Aスクール構想加速化基金を造成するための経費が盛り込まれ、端末整備、更新に係る経費の3分の2の国費支援が行われていること、今後その基金により端末更新を行うこととされています。

一方、高等学校段階につきましては、学校や学科の種類に応じて必要となる機能が異なることや、学校外での端末活用の機会も広がることから、生徒個人が所有する端末が利用できる環境とすることが考えられると示されております。

小宅議員からは、今後、小・中学校にもタブレットの保護者全額負担の可能性も出てきた場合どういう対応を取られますかと御質問いただいておりますが、仮定の御質問にお答えするのは誠に難しいと考えております。しかしながら、小・中学校は義務教育段階でありますので、その目的からも国費での支援はぜひとも継続していただかなければならないと強く願っている

ところであります。また、この願いは全国の他の市町村教育委員会も同様であると考えておりますので、今後も連携して、また機会を捉えて国費での支援の継続を要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小川裕司教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、小宅議員からの御質問の3つ目、南海トラフ巨大地震に備え、避難所対策の強化を！の1点目、小・中学校の体育館の空調設置についてお答えをさせていただきます。

小・中学校体育館への空調設置につきましては、これまで議員各位から御質問をいただきまいました。

体育館への空調設置は、災害発生時の避難所として、また近年の猛暑対策の一つとして、学校生活を送ります児童・生徒の健康管理、夏場の運動量の確保、夜間や休日の生涯スポーツとしての役割などの観点からも、その必要性を十分に認識し、重要な課題として捉えてきたところでございます。

一方、御質問に対するお答えとして、学校施設の整備につきましては、限られた財源の中で優先順位を持って計画的に事業を進めていくとしており、現在、垂井町としての優先課題として、学校生活における児童・生徒の衛生環境の向上、改善を目的に、光熱費の削減、環境負荷の低減の取組、そして明るい環境での学習の場を提供するため、校舎内の照明器具のLED化、また毎日利用するトイレの洋式化を進めますとともに、子供たちが安全に学校生活を送るため必要となります学校施設の維持修繕を計画的に実施しているところでございます。

議員が御指摘なさいますように、近隣自治体では体育館への空調設置に係ります工事費など予算化される取組が行われておりますが、学校体育館への空調設置につきましては、校舎内の照明器具のLED化などを優先して取り組みます事業と並行して、国の補助制度の活用を検討しますとともに、垂井町の財政状況を考慮しながら先行して取り組む自治体の事例について調査・研究を行っているところでございます。

今後も、未来を担う子供たちが安心して快適に学習できる教育環境の整備に努めますとともに、防災対策としての学校施設の整備につきましても、防災担当所管と連携して取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、小宅議員の大きい御質問の3点目、南海トラフ巨大地震に備え、避難所対策の強化を！のうち、2点目の指定された避難所の環境整備についてお答えさせていただきます。

令和4年3月31日に改定いたしました垂井町地域防災計画では、南海トラフ巨大地震が発生

した場合の避難者数を1,528人と想定いたしております。現在はこの避難者数の想定に基づき、避難所の環境整備に努めているところでございます。

また、岐阜県が令和7年3月に改定いたしました岐阜県避難所運営ガイドラインを受けて、垂井町避難所運営マニュアルの改定を今年度行う予定としており、この中でスフィア基準に基づいた避難所運営の基準や方針を明記してまいります。

御質問の1点目、指定された避難所の数と、スフィア基準に基づく収容人数の総合計と、避難所開設当初からの簡易トイレ数、簡易ベッド数、間仕切りテント数についてお答えさせていただきます。

地震災害における町内の指定避難所は32か所あり、1人当たり10平方メートルの面積を確保した場合の収容可能な人数は6,720人と想定いたしております。南海トラフ巨大地震の避難者数を想定した場合、スフィア基準の1人当たり最低限の占有面積3.5平方メートル、通路を確保した場合の5.8平方メートルを満たすことができ、必要なスペースは確保できていると見込んでおります。

また、簡易トイレは32基、簡易ベッド1,115基、間仕切りテント（パーティション）は1,073基を整備しています。国の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインでは、市町村はスフィア基準に沿って、災害発生当初は避難者50人当たり1基、避難が長期化する場合は20人当たり1基が必要とされております。本町の整備状況では、避難所生活が長期化した場合に簡易トイレが不足する可能性があります。このため、令和5年6月、株式会社光商会と災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定を締結いたしました。この協定により、避難所生活における衛生的な環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、携帯トイレの備蓄については、国のガイドラインを参考に、1人1日5回、3日分の2万2,920回分を必要な備蓄数として想定しております。継続して備蓄に努めてまいりましたが、今年度、企業版ふるさと納税により携帯トイレ1万回分の御寄附をいただきましたことから、今年度中に整備が完了する予定でございます。簡易ベッドと間仕切りテント（パーティション）につきましては、拠点避難所となる各小・中学校体育館の収容人数に応じた必要数について、令和5年度までに整備を完了いたしております。

次に、御質問の2点目、避難所環境整備のスフィア基準に基づく到達点を明らかにして、今後どうするのかについてお答えさせていただきます。

本町は、南海トラフ巨大地震の避難者数を想定し、スフィア基準を参考にしながら、避難所運営の整備を着実に進めており、避難所の収容能力や資機材の整備は基準を満たしております。しかしながら、避難所生活が長期化する場合には簡易トイレの備蓄数はまだ十分でないと考えております。引き続き、国や県の制度を積極的に活用するとともに、企業版ふるさと納税なども活用しながら避難所の生活環境の整備に取り組んでまいります。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、小宅議員の大きい4つ目の御質問、聴こえくっきり、加齢性難聴支援を！についてお答えさせていただきます。

高齢者の方の聴力の低下により、コミュニケーションが取りづらくなることで社会参加が消極的になり、認知症発症リスクやフレイルリスクが高まると言われています。このようなことから、難聴の方の補聴器の使用は有効であることは認識しておりますが、補聴器は医療機器であることから、まずは耳鼻咽喉科への受診が必要になってまいります。そのためには、耳の健康について理解していただき、聞こえに不安がある方をいかに耳鼻咽喉科への受診につなげていくか、普及啓発、早期発見、早期介入などの取組が必要であると考えております。その一つとして、「広報たるい」4月号の地域包括支援センターのページに、「加齢に伴う難聴は早期発見が大切」の見出しで記事を掲載いたしました。今後も普及啓発や早期発見の取組を続けてまいります。

また、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金を補聴器の購入費助成事業の財源にされている自治体を御紹介していただきました。これらの交付金は、補聴器の購入費助成事業に係る費用に対し全額交付されるような性質の交付金ではなく、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた様々な取組の達成状況を評価し、インセンティブとして交付されるものでございます。たとえ助成事業を実施したとしても、交付金の増額は見込めませんし、本町ではこの交付金を既に実施している別の事業の財源としておりますので、新たな事業の財源にすることは難しいと考えております。

しかしながら、補聴器の使用は認知症の発症リスクを軽減することが期待できることから、限られた財源の中で、優先度や必要性などを見極めながら、有効な認知症対策やフレイル予防などの施策の一つとして難聴高齢者の補聴器の購入費の助成制度の創設について引き続き調査、検討をしてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

○5番（小宅 宏君） 御答弁ありがとうございました。

再質問はやりませんので、引き続き3月議会でまた質問をさせていただきます。

これをもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 若山隆史議員。

〔10番 若山隆史君登壇〕

○10番（若山隆史君） 議長から登壇許可を得ましたので、早速一般質問に入りたいと思いま

す。

まず、第1番目といたしまして、食の安全保障に関わる農地・農業についてでございます。

今年の新米も5キロで4,000円から5,000円の価格でスーパーなどで販売されておりました。一昨年までは10キロの値段ではなかったかなというふうに思っておりますけれども、石破内閣から高市内閣へ、農水省も小泉大臣から鈴木大臣へと替わるとともに、米施策も増産から米の需要に応じた生産へと言い回しを変えるに至り、一体全体需要と供給はどうなっているのだろう、しかしながらも米価格は高止まり状態。生産者にとっては追い風なのか、混沌とした消費市場。

前置きはこの程度にいたしまして、私的には非常にタイムリーに本年の2月1日現在での農林業センサス、また3月21日には農地・農業における地域計画策定と、我が国、我が県、我が町の食の安全保障に関わる現状と課題、将来の在り方など、大変重要な調査と計画が示されたところでございます。

そこで、まずは農林業センサスについて、国・県の概要についてはネット等で情報は得るところでございますけれども、我が町の農地、農業者などについての現状と過去調査との比較等、速報が出ておりましたら、その内容につきましてお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、令和7年3月策定の農業振興における5年後の目標として策定された地域計画のうち、地域農業の現状と課題から、垂井地区を除く6地区全てにおいて、農業経営体、いわゆる担い手の大幅な減少が見込まれる。法人のオペレーター不足や高齢化、新たな担い手の確保、農業資材（機械調達と維持管理・燃料・肥料）などの物価高騰、これらによる経営の圧迫の課題を有しているということで、中でも経営を圧迫する農業機械については、リース・レンタル導入や共同導入の必要性を掲げている地区もありました。

個別的現状と課題について、特徴的には、中山間地域における鳥獣被害や畦畔の草刈りなどの管理、水路の保全、水はけ対策、狭小農地の管理などが掲げられておるところでございます。

将来の農業の在り方においては、いわゆる農業経営でございますけれども、5年後の未来像は6地区全て同一となっております。現在の米、麦、大豆を基幹作物とした土地利用型農業を推進し、農地利用を維持していく。有機農業などの環境負荷の少ない環境保全型農業や野菜などの高収益作物の生産による収益性の向上と経営の複合化を図る。中心的な担い手への集積・集約化を進めるとともに、農業に関わる負担の軽減と担い手の確保を図り、持続可能な農業経営を目指すなどなど、高い方向性を掲げられているところでございます。

地域計画を一部抜粋して、共通的な部分を取り上げたところでございますが、この計画の策定に当たりましては、大変な労力を費やされたこと、改めて敬意を表するものでございますけれども、課題、将来の在り方、農用地の集約等、時間と労力のかかることばかりですが、策定以来、あるいは策定以前からの所管としての取組についてお伺いをいたしたいと思います。

時間と労力を費やした計画、将来の農業の在り方を一步一步前進していくために、最近、特にコロナ蔓延前後からだと思っておりますけれども、あまり活用されていない新農業経営対策

会議推進交付金という予算科目がございます。これを大いに活用してはどうでしょうかということで、その活用提言事例の一例でございますけれども、今、新聞紙上でもたまに見かけるところでございますけれども、稲作の乾田直播によるリスク補償も含めた生育調査研究、政府は2027年度から水田の直接支払制度見直しに関連し、支援の対象に盛り込みされる方針とのことでございます。また、稲作の二期作研究、これは海津市のほうでやっておられまして、新聞紙上でも掲載されたところがございます。

それから、ここが肝腎なんですけれども、20代の働き手が確保できるような、いわゆる担い手不足というようなことをそれぞれの地域が訴えられておりますけれども、この20代からの働き手が確保できるような、問題は給与、年間休暇、通常のサラリーマンですと120日あまりですね。それから社会保険制度導入、退職金制度の導入、労務管理など、会社員と遜色のない待遇を確保するための農業経営体の体力強化策。うまく説明はできませんけれども、各経営体を存続させながら、金融でいうフィナンシャルグループのような持ち株会社的に資金と管理調整機能を備えた統括・統合的な農業経営体組織づくりの調査研究。取りも直さず資本力がないと、継続的な若手の担い手確保は難しい。

また、調整機能を生かして農業機械の共同化、稼働時間の増加と効率的な機械運用を図るため、稲作ならば代かき、田植、施肥、草管理、水管理、収穫など、それぞれ時期をずらした品種選定によりまして、最小の機械での効率的な計画作業による経営圃場の拡大化。また、県の方針と連携したスマート農業の導入調査研究などなど、いろいろ調査研究をするような事柄が多くあると思っております。

各地域が農地・農業の持続的維持に向けた取組の推進を、町・県・JAがタッグを組んで積極的に道しるべとならなければ、地域計画は机上の空論となり、5年後、10年後、ますます大変な状況になるやもしれません。

現在、まだまだ農家として米作りをしてきた方々がおられます。一年一作、年輪を重ねた実績は貴いものがあります。知恵袋としての指導・助言もいただけるような体制づくりも肝要かと思料するものであります。

農地は我々にとって、町・県・国にとってもかけがえのない財産でございます。持続可能な維持保全に最大限の注力を願うものであります。提言内容も含め、御所見をお伺いいたしたいと思っております。

次に、有害鳥獣対策体制の強化についてでございますけれども、この件につきましては、質問順位2番の同僚議員からも熊被害に関する質問がなされておるところでございますし、答弁もなされたところでございますが、私の視点からの質問でございますので、よろしくお伺いいたしたいと思っておりますけれども、現在、特に東北地方や北海道などにおいて、熊による死傷事例や市街地までの出没報道がなされてきたところでございますけれども、事垂井町における鳥獣被害防止対策・体制についてお伺いをいたしたいと思っております。

令和6年度に計画を策定されました垂井町鳥獣被害防止計画によりますと、こういった計画

書なんですけど、ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容が記載されていますが、現在、町におけるわな、猟銃（ライフル銃、散弾銃）などの免許所持者はどのような実態か、併せて有害鳥獣対策・体制は万全なのか、こういった実態なのかをお尋ねをいたします。

この計画書でございますけれども、こちらはイノシシ、鹿、猿という形で、熊は入っておらないというような状態でございます。体制は万全なのかということをお伺いして、取りあえずの一般質問を終わらせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私から、若山議員の御質問について御答弁申し上げます。

大きい御質問の1点目、食の安全保障に関わる農地・農業についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、世界情勢の不安定化や気候変動、さらには昨今の米価変動に見られるように、食料安全保障の確保は国政のみならず、地域農業の現場においても喫緊かつ最重要の課題であると認識しております。

農地は食料を生み出す生産基盤であると同時に、国土保全や水源涵養など多面的な機能を有するかけがえのない財産でございます。この財産を未来へ確実につなぐため、全力を尽くしてまいり所存です。

1点目の、令和7年の農林業センサスの結果についてでございます。

本年2月1日現在で実施されました2025年農林業センサスにつきましては、現在岐阜県の概数値が公表された段階であり、市町村別の詳細な数値はいまだ公表されておられません。

県全体の傾向といたしましては、農林業経営体数は1万5,500経営体で、5年前の令和2年調査と比較して29.3%の大幅な減少となっております。一方で、団体経営体に占める法人経営体の割合は87.7%に達し、経営耕地面積が20ヘクタール以上の層への農地集積が進むなど、担い手の法人化と大規模化が顕著に進展していることが特徴として上げられます。

本町の詳細なセンサス数値は未公表であります。町の直近の独自データと比較いたしますと、認定農業者数は令和2年の31経営体から令和6年には28経営体へと減少しております。しかしながら、その経営面積の合計につきましては、特に法人経営において437ヘクタールから483ヘクタールへと拡大しております。県全体の傾向と同様、本町においても離農が進む一方で、地域の担い手への農地集積が確実に進んでいる現状がございます。

2点目の、令和7年3月21日付で策定した地域計画についてでございます。

町では、これまで地域計画の前身である人・農地プランの実質化を進め、農業委員会や農地中間管理機構、西美濃農業協同組合などの関係機関と連携し、各地域の皆様と話し合いを重ねてまいりました。いただいた御意見を参考に、具体的には以下の取組を進めてまいりました。

第1に、経営支援としてドローン免許取得や草刈り機購入への助成、6次産業化への支援、

並びに町が所管する農業関係組織の合理化と再編成などを行いました。

第2に、農地の集積・集約化として、農業協同組合や農地中間管理機構の仲介を通じた集積・集約に加え、県事業である栗原地区や平尾地区の圃場整備事業を推進いたしました。

第3に、農業委員会においては、農地法改正に先行して農地の権利移動に係る下限面積の緩和等に取り組み、農業経営の負担軽減や担い手の確保、農地利用の促進を図ってまいりました。

こうした中、令和5年度と令和6年度を通じ、各地域の皆様と地域計画を策定させていただきましたが、議員御提言のとおり、担い手の大幅な減少が見込まれる中、物価高騰もあり、担い手の確保や厳しい経営状況など課題は山積みしている状況でございます。

地域計画策定後の今後の取組といたしましては、目標として掲げております令和12年度の農地集積率85%に向け、地域計画の目標地区に基づき、農地中間管理事業を最大限活用してまいります。加えて、引き続き農業経営の負担軽減や担い手の確保を図り、地域全体としての持続可能な農業経営を維持するため、農業機械の共同利用をはじめとした経営体間の多様な連携体制の構築についても検討を進めてまいります。

そのためにも、今後も継続して協議の場などを設け、地域に入り、農業関係者の皆様の声を真摯に向き合っていくことが重要であると考えております。町でできることは前向きに検討し、国や県に伝えるべきことはしっかりと伝え、関係機関一丸となって持続可能な農業経営の推進を図ってまいりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

3点目の新農業経営対策会議推進交付金の活用推進についてでございます。

本交付金につきましては、垂井町新農業経営対策会議への交付金であり、以前は各地区新農業経営対策会議が先行事例の視察研修を行う際の経費等として活用されておりました。しかし、議員御指摘のとおり、コロナ禍の影響もあり、団体としての活動自体が減少し、近年は活用の機会が乏しい状況にございました。

しかし、今年度においては、各地元組織からの要望もあり、垂井町新農業経営対策会議において、担い手育成のための研修会の実施について協議され、現在準備を進めているところでございます。また、各地区新農業経営対策会議においても、西美濃農業協同組合と連携を図りながら、ブロックローテーションの協議や地域計画における協議の場を通じ、地域と共に将来を考える場として積極的に活用していきたいと考えております。

議員御提案の乾田直播や二期作の研究、あるいはホールディングス化のような組織づくりにつきましては、担い手不足やコスト高騰に対する極めて有効な視点であると捉えております。特に、若手就農者が安定して働ける雇用の環境の整備は喫緊の課題であります。個々の経営体だけでは対応が困難な社会保険や福利厚生の充実、さらにはスマート農業機器の共同導入などにつきましては、既存の垂井町新農業経営対策会議の枠組みを活用し、関係機関とも連携しながら、先進地の事例研究や導入の可能性について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、ベテラン農家の皆様を知恵袋として活用することにつきましても、技術継承の観点か

ら新規就農者の指導体制の中に組み込むなど、地域全体で支える仕組みづくりを検討してまいります。

今後も、地域計画を羅針盤として、持続可能な垂井町農業の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

大きな御質問の2つ目、有害鳥獣対策体制の強化についてお答えいたします。

近年、全国的に熊による人身被害や市街地への出没が相次ぎ、住民の皆様への不安が高まっていることを町としても重く受け止めております。特に東北地方や北海道での痛ましい事例は、決して対岸の火事ではなく、本町にとりましても早急に対策を講ずべき喫緊の課題であると認識しております。

現在、運用しております垂井町鳥獣被害防止計画におきましては、対象鳥獣をイノシシ、ニホンジカ及びニホンザルとしており、現状では熊に特化した記載がなされておられません。また、御質問にありました現在の町内におけるわな、猟銃の免許保持者数につきましては、町内に居住する全ての免許保持者を把握することは、個人情報保護の観点から困難な状況でございます。

しかしながら、町の実働部隊である垂井町有害鳥獣捕獲隊の隊員につきましては、誰がどの種類の免許を所持し、有効期限はいつまでかなどの状況を町として正確に把握・管理しております。全般的な傾向といたしましては、従事者の高齢化に伴い人数は減少傾向にあり、全地区を網羅する捕獲体制の維持が困難になりつつあるのが実情でございます。

こうした現状を踏まえ、体制は万全かというお尋ねに対しましては、既存のイノシシ等の対策については一定の成果を上げているものの、新たな脅威である熊への対応につきましては、さらなる強化・拡充が必要な段階にあると認識しております。

つきましては、今後の対策強化の方針について、大きく3点の取組を御説明申し上げます。

第1に、垂井町鳥獣被害防止計画の抜本的な見直しでございます。

国においては、令和6年4月に熊類を指定管理鳥獣に追加し、交付金等による支援を強化するクマ被害対策パッケージを推進しております。本町におきましてもこれに呼応し、垂井町鳥獣被害防止計画の改定において、対象鳥獣に熊を正式に位置づける方向で準備を進めております。これにより必要な捕獲等導入に対し、国の財政支援をより有効に活用できる体制を整えてまいります。

第2に、補助金を活用した担い手の確保と育成でございます。

減少する捕獲従事者を確保するため、町では現在、垂井町鳥獣被害防止事業補助金を活用し、狩猟免許の取得及び更新に係る経費を全額補助するという県内でも手厚い支援を行っております。この制度は、免許取得後に町の捕獲隊や地域の対策活動に御協力いただくことを要件としております。これにより意欲ある新たな担い手の確保と技術の継承に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、垂井町有害鳥獣捕獲隊の体制強化として補助隊員制度を設けております。1年間有害

鳥獣捕獲隊と行動を共にして経験を積んでいただき、町長が適格と認めた場合は、正規の隊員として活躍していただけるよう環境整備を行っております。

第3に、有事の際の危機管理体制の徹底でございます。

現場対応につきましては、既に熊の出没情報があった場合の対応マニュアルを、山中用と住宅地用の2パターンで整備し運用しております。万が一、出没情報があった際には、町、有害鳥獣捕獲隊、警察等が連携し、防災行政無線等による住民周知や現地でのパトロールを実施する体制を構築しております。

なお、ライフル銃等の使用につきましては、現行計画上、わな等での捕獲が困難な場合の補完的手段として位置づけております。しかしながら、住宅地周辺での銃器の使用は、跳弾等による人身事故のリスクを伴うため、法令により厳格に制限されております。そのため、使用に当たっては、熟練した有害鳥獣捕獲隊の隊員が矢先の安全やバックストップの確保を厳格に確認した上で、極めて限定的に運用しているのが実情です。

今後も、引き続き町民の皆様の安全を最優先とし、関係機関と連携を図りながら、追い払いを原則とするなど慎重かつ適切に対応してまいります。

有害鳥獣対策にこれで万全という終わりはありません。今後は改正を予定している防止計画に基づき、国や県の動向も意識しながら、有害鳥獣捕獲隊、地域住民、そして行政が一体となった地域ぐるみの対策を推進し、町民の皆様の安全や安心を守るためのより強固な体制づくりに全力を尽くしてまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 10番 若山隆史議員。

○10番（若山隆史君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

全般にわたりまして、大きく2点の質問なんですけれども、しっかりと方向性も示されて、非常に私としてはよかったかなというふうに思っております。

ただ、有害鳥獣対策関係から再質をさせていただきたいと思うんですけれども、これから熊を追加した計画書を早速見直しされるということ、本当に心強い限りでございますし、その対応としてイニシャルコストですね。例えば鉄砲の免許を取るに当たっての、あるいはわなの免許を取るに当たっての補助をなされていくというようなことは結構なんですけれども、非常にありがたいと思っております。実は、そういった鉄砲なんかを免許取得しますと、維持経費がかかるわけですね、保険とか火薬代、弾代とか。そういった維持関係にも、拡大された助成取組はどのような形でお考えかをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

○産業課長（小竹武志君） 若山議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際、今免許等を所持してみえる方からそういった御要望をいただいております。やはり継続的に、今後有害鳥獣捕獲に関わっていただく方を維持していくためには、そういったことも今後検討していく必要があるかなというふうには思っております。

ただ、財源等の話もございますので、今後の継続性も踏まえながら今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 10番 若山隆史議員。

○10番（若山隆史君） 再質ですけれども、併せまして有害鳥獣関係の駆除に出動される維持に関しましては、ただいま御答弁のあったとおりでございますけれども、有害鳥獣の出動の待遇、それと連携におけるそれぞれの協力者の取扱い、こういったことに関しても、もっともっと改善していく部分があるのではなかろうかというふうには思っておるんですけれども、いやいややっておりますよということならそれで結構なんですけれども、そういったことも含めて、トータル的な、いわゆる機動的な体制が維持できるよというふうには思っておりますので、そこら辺に関する御所見をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

○産業課長（小竹武志君） 若山議員の再質問にお答えさせていただきます。

有害鳥獣捕獲隊の隊員の皆様のいわゆる待遇等につきましては、先ほど中村議員のときにもお話しさせていただきましたとおり、有害鳥獣捕獲隊の皆さんとは定期的に意見交換を行いながら、当然、捕獲体制のお話もありますが、有害鳥獣捕獲隊の皆さんからの要望等もお話で伺いまして、その中でやはりできることは優先してやっていくということで今までもやらせていただいているところでございます。

今後、先ほどのお話にもつながるところではございますが、やはり継続してこういった有害鳥獣捕獲体制を維持していくことが大変重要になってくるというふうには考えておりますので、その辺りにつきましては、実際、実働を行っていただいております隊員の皆様の声を定期的に伺いながら体制整備を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（広瀬隆博君） 10番 若山隆史議員。

○10番（若山隆史君） 大変ありがとうございました。

あと、1番目の食の安全保障に関わる農地・農業についての答弁の関係ですけれども、いわゆる現状と課題と、それから将来の農業の在り方につきましては、現状を本当に見ておりますと、将来の農業の在り方は5年サイクルなんですわ。果たして本当にその在り方の1歩でも2歩でも着地していけるのかというようなことを危惧するわけでございますけれども、そこら辺の農地の持つ多面的機能、これは膨大な、金銭感覚でいいますと、昔の話ですけれども、70兆円とかとんでもない効果があるんだと。

それと、まさしく我々が生きる上での欠くべからざる食を確保していくという、ローカルな垂井町にとりましても、いかに農地の保全が大切か、それには担い手の育成に尽きると思いますので、ぜひぜひそこら辺をしっかりと対応していただきたい。これは全庁的な取組というような観点もございまして、ぜひ町長、ひとつそこら辺のトータル的な取組ですね、総括的な御所見をいただければありがたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

○町長（早野博文君） 長大な御質問をいただきましたが、私も若山議員と同じ思いでございます。この大切な農地をどうやって次世代につなげるかというのは、何も垂井町のみならずとても大切な案件で、国を挙げて、今度の新しい大臣さんも含めて、それから高市政権においても、日本国という視点から随分と防衛もはじめ農業についても語られておるのを、私もテレビ、報道等々で拝見をいたしておるところでございます。

したがって、垂井町のありようが変われば、西南濃の下のほうで位置する高度の低い市町にも多大なる影響も及ぼすといったようなことから、江崎知事も、2日か3日ぐらい前に南濃のミカンの視察の記事が載っておりましたけれども、とても一次産業についての思い入れは強い知事かなというふうに私も理解をさせていただいておりますし、これまでのありようが、空き家を含めてなぜこういう事態に陥ったというのは、日本国民全員が何らかの形で、少子高齢化の中でこういった実態が出てきておる、そこに加えて熊の出没もしかりでございますが、ますますこの農地のありよう次第によっては、熊対策にもますますまた大変な事態に陥るということも想定される昨今でございます。

したがって、御提言の御質問の中にも、機械のレンタル等々についても御提言をいただいておりますが、今ある農業組織体におきましても、膨大な機械が結構な経費のウエートも占めておるといったことも、私ども実態も把握いたしておりますし、ここで登場するのが、農協の関係者の方々も聞いておられるかも分かりませんが、西美濃農協というテリトリーの中で、垂井のほうで4月、5月に田植があれば、今度下のほうの市町ではこの時期でといったようなことから、実に農作業の時期も微妙に差異がありますので、これは大きく捉え過ぎるとまた時間がかかる話でございますので、御提言にありましたように、垂井町内で北部から南部の地域との差をうまく利用できるというのが知恵の見せどころかなというふうにも思いますので、また農協の組合長さんも垂井の御出身の方でございますので、機会がありましたらそういう御提言もしたいなというふうに、この御提言を踏まえて思った次第でございます。

決して、1次産業は大切ということは私も同様でございますので、議員皆様方のまた御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、お答えになっていないかも知れませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 申し上げます。

ただいまの執行部の答弁中に制限時間40分に到達しておりますので、これで若山議員の一般質問を終了したいと思います。

○10番（若山隆史君） ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

〔11番 藤墳理君登壇〕

○11番（藤墳理君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、高齢社会に

対応したフレイル予防についてという一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、高齢者人口（65歳以上）は、我が垂井町では現在約8,200人程度で、今後2045年まではおおよそ横ばいの状態で推移していきます。しかしながら、垂井町全体の人口に占める高齢者の比率は、予想以上に増加傾向となる予測がされております。現在の高齢者比率はおおよそ32%程度ですが、2045年には41%を超えてきます。そこで、垂井町としてもこうした人口動態に即した高齢者施策が必要となることは間違いありません。一刻も早い対応策が望まれるところでございます。

高齢者比率が高くなることを決して悪いこととして捉えるのではなく、高齢者の健康状態をいかに維持していくかを考えていかなければならないと思います。そのために、地方自治体としてやるべき施策をしっかりと実践することこそ今後の高齢化社会を明るくすることにつながるものだと信じております。フレイル予防に特化した施策を実践することは、現在、垂井町に住む高齢者の未来を明るくし、また健康長寿で協働のまちづくりにつながるものと考えます。

フレイルを予防するためには、衰えのサインを見つけ、適切なタイミングでその対策を取ることが重要となります。まず、フレイルとは、聞いたことのあるような、でも聞き慣れない言葉のように感じる方も多くいることと思います。そこで、フレイルとは、健康と要介護状態の中間に位置すると言われております。足腰の衰えや物忘れや食欲の低下といった、健康な状態よりもやや衰えがきているサインが見られるのが特徴とされております。そのままフレイルを放置してしまうと、徐々に衰えの悪循環を起し、やがて要介護状態となってしまいます。

しかし、適切な対策を取れば、フレイルから健康な状態に戻ることは可能であります。そのためには、家族に元気のない様子が見られたらフレイルの可能性を疑い、すぐさま健康な状態に戻れるよう様々な対策を進めていかなければなりません。また、健康な方でもフレイルにならないための対策を取ることがより重要となってくると思われます。

フレイルは身体・心・社会性・口の4つに分類されております。フレイルのきっかけや進み方は人によって異なりますので、フレイルを予防するために取り組みたい4つの対策として、運動・栄養・社会参加・口の健康をバランスよく実施しなければなりません。これらは人によってきっかけや進み方が異なるため、心身のどの部分が弱ってきているのかをしっかりと把握をし、衰えのサインを見逃さないために実践できる取組が必要となってきます。

その必要と思われる施策の一つに、各地区で行われているふれあいサロンという場が重要となっていると思います。サロンという交流の場を通して、フレイルを意識した予防のための体験をみんなで実践し、できれば御近所お誘い合わせてサロンに参加することが最も望ましい姿だと思います。私も民生委員時代に表佐地区のふれあいサロンを立ち上げたメンバーの一人として、現在のふれあいサロンは当時以上に重要になってきていると感じております。

町内の各地域で既に実施されていることと思いますが、これまで以上に地域の方々の元に出向き、フレイル予防を意識してもらうサロンでの体験を提供し、また出前講座などを活用した取組も必要かと思われます。これまで以上に講座の回数を増やしたり、新たなサロンの場の提

供を増やしたり、より多くの方々を巻き込んでフレイル予防に取り組んでもらわなければならないと感じております。

町内で行われる健康福祉に関わるイベントの際にも、フレイル予防を前面に打ち出して、垂井町を挙げてその必要性をアピールしなければならないと思います。フレイル予防のための運動をする機会はサロンをきっかけに始まり、自宅でも手軽にできる運動習慣を身につける指導が大切となってきます。また、社会参加への意識はサロンに出向くこと、そしてその場で仲間との交流を深めることで、なお一層強くなるものと思われまます。参加者がもう一歩踏み込んで、お友達と誘い合わせて参加することこそ、新たな地域の絆を強くするきっかけにもつながるに違いありません。

栄養と口の健康は、それぞれ専門的な分野でもありますので、町内の健康福祉イベントや地域で行われている行事の中で、専門家による講座などの機会を増やすことで、フレイルを町民に浸透させることが重要となってきます。これらの事業を定期的に継続していくことで、新たなフレイル予備群にもフレイル予防を働きかけるきっかけにつながると考えております。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 垂井町としてフレイル予防に取り組んでいることはありますか。
2. 垂井町としてフレイル予防で取り組まなければならないと考えていることは何でしょうか。
3. 栄養と口の健康は専門家派遣など講座を開設して取り組む考えがありますか。
4. サロンを支えているささえあい連絡会などの諸団体の構成メンバーも、人口減少に伴い減少傾向にあると推察されますが、支えていただく団体の育成をどのように考えておられますか。

以上4点についてお尋ねをいたします。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 藤壇議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、1つ目の御質問、垂井町としてフレイル予防に取り組んでいることはありますかについてお答えをいたします。

現在、本町ではフレイル予防も含めた介護予防事業を実施しているところでございます。シニアはつらつ教室では、貯筋トレーニングなど運動を目的に、各地区まちづくりセンターで月1回実施をしております。あおぞら塾では、年齢や体力に応じた月4回または月2回の2種類の教室を生きがいセンターにて実施をしております。また、別にポールウォーキング教室を年2回開催しているところでございます。

以前実施していました体力測定会の内容を見直し、健康づくりのイベントとして健康フェスタを年2回開催いたします。ここでは、体力測定会や運動体験会、栄養指導、また理学療法士による介護予防講座などを行っております。

このほかには、団体向けに調理実習や歯科衛生士等の講話を通して、栄養改善や口腔機能向上を目的とした楽しく学ぼう健口教室を実施しております。

さらに、今年度からフレイル予防事業といたしまして、独り暮らしの高齢者を対象に電力スマートメーターを用いたeフレイルナビを開始いたしました。これは電気使用量からAIの分析によりフレイルリスクの高い人を発見し、効率的に個別アプローチを行うことでフレイル予防を推進する事業でございます。

次に、2つ目の御質問、垂井町としてフレイル予防で取り組まなければならないと考えていることは何でしょうかについてお答えいたします。

先ほど議員からフレイル予防の4つの対策を御紹介していただきましたが、本町では以前、栄養と口の健康を併せ、1つ、栄養・食・口腔機能、2つ、運動・身体活動、3つ、社会参加をフレイル予防の3つの柱として、その大切さを「広報たるとい」に掲載したことがございます。このことを観点にフレイル予防に取り組むことが必要であり、またフレイル予防は継続することが重要であることから、現在実施している介護予防事業の見直しを行いながら引き続き実施をまいります。

また、高齢者雇用安定法の改正も相まって、就労年齢が引き上げられています。高齢者が就労することは社会参加にもつながり、フレイル予防の効果も期待できますが、高年齢で退職しからのフレイルリスクに対する対策を考えていく必要があると感じています。

フレイル予防、介護予防はなかなか成果を数値化しにくく、見えにくい事業ではございますが、継続的に取り組んでまいります。

3つ目の御質問、栄養と口の健康は、専門家派遣など講座を開設して取り組む考えがあるのかについてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現在、栄養改善、口腔機能向上を目的に、楽しく学ぼう健口教室を開催しています。この教室は、垂井町食生活改善協議会に委託をして実施しており、調理実習や町保健センターの管理栄養士による講話を通して栄養改善を、歯科衛生士などの講話を通して口腔機能の向上について学んでいただいています。老人クラブやサロンなどの団体からの申込みにより、年間12回の枠を設けており、今年度は既に10団体が実施され、うち2回はサロンで開催をいたしました。

また、2月21日土曜日にワイワイプラザで開催予定の健康フェスタでは、現在調整中ではございますが、理学療法士によるフレイル予防講座や歯科衛生士によるオーラルフレイル講座などを計画しているところです。

栄養とお口の健康はフレイル予防の重要な柱の一つでございます。本町といたしましても、専門家による各種講座などの事業を実施してまいりたいと考えております。

4つ目の御質問、支えていただく団体の育成をどのように考えているのかについてお答えいたします。

議員御紹介のささえあい連絡会は、垂井町社会福祉協議会が所管している事業でございます。

町内では25のサロンが実施されており、町社会福祉協議会はサロンに対し助成事業を行っております。これらのサロンは、ささえあい連絡会やまちづくり協議会、自治会単位での有志により実施されており、その構成メンバーは福祉推進員、近隣ボランティア、自治会長、ボランティア有志、民生委員・児童委員など様々でございます。サロンは重要な地域資源ではありますが、主催者の構成メンバーの高齢化、参加者の減少、企画内容など様々な問題に悩んでおられるようございます。

本町が実施しております介護保険事業の一つ、生活支援体制整備事業は、町社会福祉協議会へ委託し、2名の生活支援コーディネーターを配置しております。生活支援コーディネーターは全てのサロンへ訪れており、そのような課題を共有し、助言や講師の紹介、集まりの場に参加したい方をサロンへ紹介するなど、つなげる役割を果たしています。また、新たにサロンを立ち上げたいという相談にも応じています。

議員がおっしゃられたように、サロンはフレイル予防の重要な柱の一つである社会参加の機会を創出しており、今後も必要性は高まると考えております。町社会福祉協議会や生活支援コーディネーターとともに、今後もサロンの活動を支えてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

○11番（藤墳 理君） 課長、答弁ありがとうございます。

非常にたくさんの事業を行っていただく、もしくは委託されて行っている事業もたくさんあったというふうに理解をしております。

しかしながら、このフレイルというやつは、なかなか家族でも気づきにくい部分もやっぱりたくさんあるなというふうに感じております。現実的に同居されている家族でも、何か最近おかしいかなと思ったとしても、その段階で立ち止まってしまうことが多く、外出できなくなってしまったお年寄りを数多く私も見てきました。

そうしたことを支えていただいているのは、やっぱり民生委員であったり、福祉委員さんであったり、そうした方々がたくさんおられることと思っておりますので、そうした方々の人的不足というか、各自治会に一人ずつおられるような福祉委員さんでも成り手が少ないよという話が最近よく聞かれることが多いので、その点について今後どのように対応していったらいいのか。これは自治会の問題ではありますが、そうしたことをどのように考えていかれたらいいのかということだけ、まず課長のほうにお聞きさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君） 藤墳議員の再質問にお答えをいたします。

人員不足、成り手不足という問題でございますが、町のほうでも、今回12月の広報でお知らせしましたとおり、民生委員・児童委員さんにも欠員が生じているような現状でございます。町といたしましても、やはりこの成り手不足という問題について取り組んではございますが、なかなか解消について難しい側面もございます。ただ、皆様方にお声がけなどをしながら、ま

たサロンにつきましても共に課題を共有しながら、そういったことの解決の一つとして進めてまいりたいと思います。

この問題については、少子化、高齢化というところもいろんな問題が含まれておりまして、なかなか解決しにくいところではございます。そういう解決策もすぐには見いだせない状況でございますので、皆様方と協力して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございます。

今、大変難しい質問をしたなど自分でも思っておりますけれども、しかしこれはなくてはならないというふうに考えますし、諸事業をいっぱいやっておられる健康福祉課としても、今後の一番の大きな柱になろうかというふうに思いますので、その点、最後に町長にお聞きしたいと思いますが、これだけの諸事業をやってあって、町としても推進をしておってくれている、その中において、やはりPRをもう少ししていただかないかなあと、こういう事業に対するPRをしていただかないかなあ、そうすることによって町民も気づき、ああ、私もこれやったらやれるかもしれん、やってみようと思える人が立ち上がってくれるとも思えますので、その点について町長はどのようにばんばんとPRしていただけるような体制を取っていかれるのか、抱負をお聞かせいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

○町長（早野博文君） 藤墳議員の御質問にお答えしたいと思います。PRは決して緩めておるとは思っておりません。これまでも随分とホームページでありますとか様々な、特に我が町におきましては小学校区単位にまちづくり協議会がございまして、毎月行事関係には必ずサロンの字が、どこぞかんぞには必ず載っておるということを私も承知しておるところでございます。

あとは、媒体によらないもので唯一頼りになるのが、近所の方々がぜひとも藤墳さん、早野さん一緒に行かへんかなというお誘いをどれだけ広めていただくかにかかっているというふうに私も思っております。

ただ、中でも特に深刻な状態がこれから発生するというのは、身寄りのない方を特に大切にしていかないと、先ほどの民生委員さんのお話もございましたが、成り手にも非常に難しいような状況が昨今あるわけでもございまして、幸い課長は不足という話でもございましたけれども、この間委嘱式をやったときに、既に不足しておるところはもう推薦者が決まっておるということで、新たな3年間も定員のとおりスタートを切られるのかなとって安堵しておるわけでもございます。

まだそういう力が垂井町にはございますので、ぜひともそういった方々との調整の会議の折には、こういった情報も出しながら、地区にももっと分かりやすいような、サロン、サロンとか、フレイル、フレイルやなしに、私、垂井弁丸出しでございますけれども、集まる、井戸端

会議じゃないですけども、どうやってそこへ来てもらうかということにかかっていると思うんです。

したがって、特に民間で有名なのは、すぐ行政境のところのプール、運動施設がござい  
ますが、あれもサロン化しておるということを通ってみえる方々にもお聞きしました。その中  
で新しい何か仲間づくりが始まって、時には忘年会をやったり旅行に行ったりということも既  
にスタートをされておるそうでございます。健康ということで人間が集まることも、あれは立  
証しておるわけでございますので、垂井にはそれぞれの各まち協にも大会議室がありますので、  
マットを敷きながら運動の講座を開いたりということ、これからも原課のほうを通じてそう  
いうことを展開するように徹底してまいりたいというふうに思っております。

まち協のところには、必ず歌を歌ったりハーモニカを吹いたりということで、私も議長さん  
と2か月前に訪れたときに、1曲歌えということをおっしゃったので、一緒に歌を歌って帰っ  
てきましたが、皆さん昭和の、私も全部大体理解できるような歌を歌ってみえましたが、  
それもいいことでございますので、大いにそういう活動を展開していければというふうに思っ  
ておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

○11番（藤墳 理君） 町長、町民は必ず期待をしておりますので、これからもよろしくお願  
い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番 中川泰一議員。

〔2番 中川泰一君登壇〕

○2番（中川泰一君） 2番 中川泰一です。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容としては、現況と公図の違いについてです。

戦後、昭和22年から25年にかけて農地改革が行われました。その目的は、地主に支配された  
農地を小作人に解放し、農地の所有権を小作人に移転することでした。これにより、貧困に苦  
しむ農民が自ら土地を持つことができるようになりました。

今回問題なのは、その当時作られた公図（字絵図）です。現況の境界線、農地の位置、地  
目が違っているということです。このことにより岩手に住むAさんがとても困っているとい  
うことです。どのようなことか説明いたしますと、Aさんが持っている畑が、公図ではBさん  
の宅地の場所に入っているということです。

今日はちょっと絵を描いてきましたので、分かりにくいのでちょっと説明します。

これが現在の公図です。宅地があって、畑が3つ。宅地があって、畑が3つあります。

これが今の現況です。宅地があって、畑が3つ並んでいます。これが今現在の現況です。宅地があって、畑が3つあるという、これが現況です。

このことにより、Aさんは、実際畑なのに宅地並みの固定資産税を払っているということです。Aさんは何度も税務課を訪ねましたが、民民のことなので難しいという対応でした。

そこでAさんは、平成28年に土地家屋調査士さんに相談して、現況の公図に戻そうと、その土地に関わる5人の地権者さんと説明会を行って、5人の方と合意を交わし、測量まで行ったが、現地の境界確認のときに1人の方が境界が違っていると反対し、この話はなかったことになってしまいました。とても残念です。

この土地の場所は町道で囲まれた区域面積としては1.2ヘクタールあり、60筆ぐらいあります。この区画はほとんどが現況の位置や境界線、地権者が違っています。町としてこれからどのようにするのかとても心配です。

ここで質問をいたします。

1 番目、現況は公図と位置が違いますが、現在違う場所で畑を行っているが、よく現況課税と言いますが、一般的には税務課としてどのような対応をしているのか。

2 番目、このような区画を土地区画整理事業として整備するというのは、どうでしょうか。

3 番目、地籍調査を行っていただくというのは、どうでしょうか。

地籍調査のよいところは、主に国・市町村が主体となって、一筆ごとの土地所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。地籍とは、言わば土地に関する戸籍です。垂井町では梅谷、敷原が実施されたと聞いていますが、ぜひ岩手地域も実施していただくと、このような問題の解決につながりますが、どのようなお考えなのか、以上をお尋ねします。

町長または所管の御意見をよろしくお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 桐山裕次税務課長。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、中川議員より御質問いただきました、現況と公図の違いに関する問題のうち、1点目の御質問、現況は公図と位置が違う場所で畑を行っている方の現況課税について、税務課としてどのような対応をしているかについて、固定資産税を所管する税務課としてお答えさせていただきます。

まず最初に、公図について、位置づけと行政実務上の取扱いについて整理して御説明させていただきます。

不動産登記法第14条第1項では、登記所は、地図及び建物所在図を備えるものとする定められており、土地の形状、面積、位置関係などを正確に表した地図を備え付けることとされています。

本来、地図とは、高い測量精度を備え、土地の境界を厳密に確認できるものを指しますが、

実際には全国全ての土地に対して、この精度の高い地図が整備されているわけではございません。そこで、これら高精度の地図が整備されるまでの間の暫定措置として備えた図面が地図に準ずる図面であり、一般的に公図と呼ばれるものでございます。

議員御指摘にもありましたとおり、現在使用されている多くの公図は、明治時代に租税徴収を目的として作成された図面であり、当時の測量技術は今日の水準とは大きく異なっていました。そのため、今日公図と呼ばれるものは、土地の形状や境界、面積などが必ずしも正確なものではなく、土地全体の概略図としての位置づけを担う図面として定着しています。本町においても、法務局が備え付ける公図と同様の図面を管理しており、固定資産税の土地評価業務の参考資料として活用しています。

次に、固定資産税における土地評価の基本的な考え方について御説明申し上げます。

土地の評価は、地方税法及び国が定める固定資産評価基準、さらに本町が策定した土地評価事務取扱要領に基づき、町内の土地全体を画一的かつ公平・公正に評価することを基本原則としております。

評価に当たっては、登記簿に記載された地目を基本とし、登記地目と現況の利用が異なる場合においては、現地に赴き、現況確認を行った上、実際の土地利用状況を重視し、現況に即した地目認定を行う、いわゆる現況課税主義の考え方を適用いたします。

この現況課税主義は、農地として登記されている土地が実際には宅地として利用されている場合など、税負担の公平性を確保する観点から、重要な仕組みであると考えております。ただし、ここで申し上げる現況課税主義とは、あくまで地目認定における現況優先の原則をいうものであり、土地の所有者や所在地情報、地籍など基本情報は、原則として登記簿に登録されている内容に基づく台帳課税主義が採用されることとなっています。

議員から御紹介いただいたAさんの事例を踏まえて申し上げますと、仮にAさんの土地の地目が、登記簿上は農地でありながら、実際の土地利用は建物が存在する宅地状況となっている場合には、現況課税主義に基づき、宅地として地目認定し、課税することが妥当だと考えられています。しかしながら、今回の御質問のように、Aさんが実際に耕作を行っている土地と公図及び登記簿上の地番が一致しない場合、これは地目認定の範囲を超え、登記簿情報自体が現況と一致していないという性質の問題になります。このため、課税実務上といたしましては、公図の誤りや境界錯誤によって、実際の土地利用と登記情報が大きく異なる状況を、税務課の判断のみをもって登記簿を訂正することは難しいのが現状でございます。

御質問にあるようなケースで、固定資産税を実際に耕作している者へ課税するためには、法務局において登記簿の修正、つまり所有権や地目、位置情報の変更が行われる必要がございます。また、当該土地に係る過去の経緯においては、地権者の合意形成が調わず、公図の修正事業が中断された事例もお伺いしました。このような民間同士の調整に行政が強制力をもって介入することは法的に困難であり、行政対応には限界があることも併せて御理解いただきますようお願い申し上げます。

議員御心配のとおり、このような土地境界の錯誤は、一筆にとどまらず、土地区画一帯に及ぶケースがあり、将来的には相続登記や権利移転の場面で深刻な問題となる可能性がございます。これらを抜本的に解決するための手法といたしましては、議員御提案の土地区画整理事業や地籍調査は、現況に即した筆界整理と登記情報修正が一体的に進むため、地域にとっても有効な手段の一つであると認識しております。

固定資産税は、公平性を担保し、併せて賦課徴収を安定かつ継続的に実施するため、原則、登記簿情報を基礎情報として活用することを課税上の仕組みとしています。したがって、公図や登記簿に登録された土地の所在情報等が現況と異なる場合は、原則、登記簿の修正が必要であることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

これら潜在的に抱える土地所有の筆界問題に関しては、固定資産税を所管する税務課が直接関与し、対応することができる範囲は限られていますが、今回の御質問のように、土地台帳情報と現況のそごが原因で適正な課税が困難となる事例は、垂井町としても看過できない問題であると認識しています。今後におきましては、適正な課税客体を捕捉するための他市町の事例調査や検討を進めるとともに、必要に応じて関係部署や専門家とも意見交換しながら、有効な改善策を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、固定資産税は町財政の基幹税目の一つであり、住民の皆様の貴重な財産に直接関わるものであるため、公平性を確保しながら、住民の皆様の不安が少しでも解消されるよう、丁寧な説明と適切な対応に努めてまいりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、中川議員の現況と公図の違いについての御質問のうち2点目の、この区画を土地区画整理事業として整備してはどうかについてお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、公図と現況が大きく異なっている地域では、土地の権利関係が不明確となり、地域住民の皆様の生活に支障を来すだけでなく、災害時の復旧・復興の妨げになる可能性もございます。

そこで、このような問題を解決する手段の一つとして、地籍整備を伴う土地区画整理事業が有効であると考えられます。この事業は、それぞれの土地の形状や権利関係を整理することで、老朽住宅の建て替えや土地の取引を可能にするなど、良好な住環境の形成に寄与するものでございます。

しかしながら、権利関係の整理、地権者の皆様との合意形成、法的な規制に係る協議など、留意すべき点もございます。この問題を早期に解消するためには、まず地権者の皆様の事業に対する機運を高めていくことが重要であると考えております。

本町といたしましては、今後も都市計画に関わる町民の皆様の困りごとを速やかに解決でき

るよう、伴走型の支援に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

〔建設課長 藤江和明君登壇〕

○建設課長（藤江和明君） 中川議員の御質問のうち、3つ目の、地籍調査を行っていただくというのはどうでしょうかについてお答えさせていただきます。

初めに地籍調査についてでございますが、議員が申されたとおり、主に市町村が主体となつて一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査でございます。その結果は地籍簿に取りまとめられ、様々な行政場面で活用されることとなります。また、土地の境界が明確となることから、災害復旧時に土地の境界を早期に復旧できることや、土地取引の円滑化などの効果が期待できるところでございます。

地籍調査に係る事業費負担としましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、残りの4分の1を市町村が負担することとなっております。

当町におきましては、重点調査区域を定め、平成29年度から令和2年度に梅谷地区を、令和元年度から令和4年度に敷原地区において地籍調査を実施し、完了しております。梅谷、敷原地区において実施いたしました地籍調査につきましては、防災・安全交付金を活用し実施いたしましたので、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンエリアであることが条件となっております。

地籍調査は、市町村が主体となつて地域全体を計画的に実施する調査でございますので、議員御提案の特定の区域を対象とすることの検討は必要であると考えます。また、地籍調査は、土地所有者など関係者の方々が双方の合意の上で境界を確定し、境界が確定できた土地について測量を実施する調査でございますので、双方の合意が得られなければ調査を進めることができません。こうしたことから、議員御提案の区域に係る問題解決として、地籍調査は有効な手段の一つであると考えますが、地籍調査実施に当たりましては調査研究が必要でありますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 2番 中川泰一議員。

○2番（中川泰一君） 御丁寧な御回答ありがとうございました。

やっぱり税務課さんは、現況課税の真偽を覆すということは、この一例を認めるということはほかの事例も認めるということで、なかなかやはり難しい。本当に難しい課題かなと思ひまして、今回一般質問しようかどうかとても迷ったんですけど、これをやっていかないと次もある、そういうことを考えると、垂井町民の皆さんのことを思えば、何とかしてやりたいという考えで今回ここに立ちましたけど、民民でやろうと思うと、土地の場所とか測量などを行わないといかんということで、多額な費用が1筆当たりかかります。それを今、この土地の所有者たちがお金をたくさん出してやるということは到底多分無理だと思つて、やっぱり土地区画整理事業、または地籍調査などが僕は一番いいかなとは思つております。土地区画整理事業を府

中で今やっておりますが、ああいう流れで地権者さんたちが集まって賛成していただければ、府中みたいなことがやれるのかどうか尋ねたいと思います。お願いします。

○議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 中川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど私、答弁のほうでも、このような地籍整備を伴います土地区画整理事業、これは有効な手法の一つであるという答弁をさせていただきました。

現に全国におきましても、やはりこのような事例というのは数多くございます。少し遡りますと、ちょうど議員の一般質問の内容のほうにもございましたように、この農地解放が戦後の間もない時代に行われたということもございまして、国におきましては、昭和26年に国土調査法という法律を制定されまして、この中で地籍調査というものが始まったと言われております。

しかしながら、平成19年度末の地籍整備の整備率を見ますと、全国的に20%と低水準にあったことから、国におきましてはこの当時、土地区画整理事業によってこのような地籍を整備していこうということで、全国の都道府県、政令指定都市のほうに技術的助言という格好で通達がされております。このようなことから、このような地籍が現況と大きく異なっておるでありますとか、権利関係が不明確といった部分につきましては、現に土地区画整理事業を実施しながら問題の解消に努めてみえる自治体もございます。

このような観点で、議員のほうでこの事業が可能かどうかという御質問の部分でございますけれども、やはりこの土地区画整理事業というのは、地権者の皆様の合意形成というものが非常に大切になってまいります。これに伴いましては、地権者の皆様の代表者の方々に組織しますまちづくり検討会を立ち上げていただきまして、そこで勉強会等々、場合によっては地権者の皆様への説明会等々を実施していく必要があります。ここである程度の御賛同が得られれば、その後に組合の立ち上げに向けました準備委員会の発足でありますとか、最終的には全体の8割以上の本同意を聴取することができましたら、組合の設立という流れになってまいります。

いずれにしましても、やはり一番大切なのは、地権者の皆様の機運を高め、合意形成を得ていくという部分が非常に重要になってまいりますので、この辺り、またしっかりと勉強会を通じながら意見交換をしていく必要があるかと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 2番 中川泰一議員。

○2番（中川泰一君） 御答弁ありがとうございました。

やはり住民の機運が高まれば、土地区画整理事業もできるのかなとは思っております。

3番目の地籍調査のことですけど、災害のイエローゾーンということで地籍調査もできましたけど、垂井町として、この地籍調査は順繰りにやっていくのか、もう梅谷、敷原で終わってしまうのか、これから先、どういう感じで垂井町はこの地籍調査をやっていくのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） 中川議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問の地籍調査を垂井町全体でこれから進めていくかどうかの御質問でございますが、現在、先ほど申しましたが、地籍調査重点調査区域というのを垂井町では定めておりましたが、現在、梅谷地区、敷原地区が終了したところでございますが、その他としまして北部地域を重点地域として定めておりましたが、例えば東大滝地区、大滝地区等、あと大石地区等がまだ残っております。そういった地区をまず進め、その後、垂井町として必要な区域について進めていく計画をさせていただきます。将来的には町全体を地籍調査をしていきたいということは国も言っておりますので、垂井町としてもそういったことで今後は進めていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 2番 中川泰一議員。

○2番（中川泰一君） ありがとうございます。

順番にやっていくということで理解できたんですけど、この土地まで行こうと思うと、何十年かかると思います。固定資産税を宅地並みに払っている方が、ずっとこのまままた払い続けるということは本当にかわいそうな感じはするんですけど、一刻も早く私はこれを解決していきたいと思っております。ぜひその住民、地域の地権者たちの御意見もまた聞きながら進めていきますので、税務課、都市計画課、建設課の皆さん、また垂井町の所管の皆さん、またよろしく申し上げます。

これで一般質問を終わります。

○議長（広瀬隆博君） 13番 富田栄次議員。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点お尋ねをいたします。

第1点目、防犯カメラ設置の強化をと題してであります。

昨今、地域の治安や防犯対策は、町民の生活環境に直接的な影響を与える重要課題となっております。

今年も間もなく終わろうとしていますが、今年一年を振り返ると、例年にたがわず日本国内全体を見渡せば、幾つかの凶悪犯罪が発生しました。暗いニュースですので、具体的にここでは述べませんが、垂井町内においても不審者情報、車上荒らし、子供への声かけ事案などが住民から報告されています。

その中で、犯人が検挙された犯罪の多くに見られる特徴として、防犯カメラリレー捜査といわれる捜査手法（周辺の防犯カメラ映像を集めて、容疑者が映っている映像を解析して足取りを追う捜査手法）が大きな成果を上げています。

また、防犯カメラの設置が犯罪抑止効果に寄与しているとのデータが示されています。例えば、ほとんどの自治体で設置後の犯罪件数減少が確認されています。また、警察との連携で事件の早期解決につながっているなどがあります。

本町においても、安全・安心な地域づくりを進めるため、防犯カメラ設置を進めるべきでは

ないかと考えます。防犯カメラの必要箇所の調査、例えば通学路、公園、主要幹線道路、自転車盗難が多い場所、不法投棄の多発地点など、設置・維持管理の費用、例えば国の防犯対策補助金を活用するなど、またプライバシーへの配慮、例えば録画データの保存期間、管理主体をどうするか、町・自治会・防犯協会等、情報の扱いルールなど、検討すべき点は多いものの、まずは実現可能性について本町として検討すべきと考えます。

そこで、以下3点質問をします。

1つ、町内の犯罪、不審者情報の現状をどのように把握されていますか。

2つ、防犯カメラ設置の効果について、町としてどのように評価されていますか。

3つ、町内の公共空間（通学路・公園・主要交差点など）への防犯カメラ設置の検討の考えはないか、質問いたします。

第2点目、表佐「地蔵橋」の崩壊（変形）修復と表佐「地蔵院」の大木について質問します。

本来県に質問すべき内容かもしれませんが、町も関わっている内容でもあり、質問します。

本年9月議会で、表佐「地蔵橋」の崩壊（変形）修復と表佐「地蔵院」について質問しました。令和7年6月25日に記録的な大雨が続いた結果、垂井町表佐を流れる相川に架かる地蔵橋で橋桁が波打つように変形し、通行止めとなりました。地元住民や通勤者がよく利用していた重要なルートであり、車道橋が通行止めとなり、日常生活に大きな不便を来しています。

これまで車道橋（地蔵橋本体）は令和7年9月1日から撤去工事が行われていますが、いまだ撤去後の工事内容は示されていません。多くの住民から今後の計画に対し多くの問合せがあります。

そこでお尋ねします。

1つ、今後の計画について質問いたします。

次に、表佐地蔵院が河川敷や堤防に近い場所にある点についての配慮について、将来的には人命第一、人命最優先として耐災性の高い橋の設計が検討されなくてはならず、そこで質問します。

現在、地蔵橋、地蔵院付近に大きな立木が5本あります。河川に最も近い大木は直径約1メートル、高さ、目測ですが18メートルから20メートルぐらい。ほかにも4本あるわけですが、奥のほうには直径1メートル以上の大木もございます。仮にこの河川に近い大木が河川側に倒れたとき、台風とかいろんな状況においてですけれども、橋桁に大きな損傷を与えないか懸念します。官民の境界に立木があるように思えますが、そこで質問します。

2つ目、この大木の所有管理はどこにあるのか質問します。

仮に民地であっても、地蔵院といった場所柄、また歴史的建造物、宗教的施設等として、伐採、切るとまではなくても、枝の剪定等、そういった、3つ目として、適正な大木の管理を河川管理者は行うべきではないか。町の見解を質問します。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、富田議員の大きい御質問の1点目、防犯カメラ設置の強化をについて、生活安全を推進する観点からお答えさせていただきます。

初めに、1点目の町内の犯罪・不審者情報の現状をどのように把握しているかについてお答えさせていただきます。

町内の犯罪・不審者情報については、垂井警察署から提供される情報や新聞等の報道発表により把握しております。

垂井警察署からの情報提供により対応した事案といたしましては、町内で詐欺の電話が多く発生しているとの情報から、防災行政無線により住民の皆様にご注意喚起を行いました。特殊詐欺の対応事案は、令和6年で3件、令和7年で1件ございました。

また、岐阜県警察が提供する岐阜県警察防犯アプリで、警察から発信される最新情報を入手することができます。このアプリはどなたでもインストールすることが可能となっており、垂井警察署を登録すると垂井警察署管内の情報を把握することができます。この防犯アプリも有効に使いながら、迅速に犯罪・不審者情報の把握に努めてまいります。

次に、御質問の2点目、防犯カメラ設置の効果について、町としてどのように評価しているのかについてお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、防犯カメラの設置は犯罪の抑止効果や事件・事故等の早期解決のために有効であると認識しており、地域の治安維持につながる効果的な対策として評価いたしております。

このことから、本町では令和4年度に垂井町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱を制定し、安全で安心な地域づくりを推進するため、町内の自治会が防犯カメラを設置する事業に対して補助対象経費の2分の1、最大20万円の補助金を交付しており、この補助制度により地域の安全性を高めるための自治会の取組を支援しております。

一方で、防犯カメラの設置や維持管理には多くの費用が必要であり、プライバシー保護の観点にも十分留意しなければなりません。このような背景から、設置が進んでいない現状がございます。

町といたしましては、財政的な支援を県や国に対して継続的に要望し、地域の負担軽減とともに、効果的な防犯対策について引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、町内の公共空間（通学路・公園・主要交差点など）への防犯カメラの設置の検討の考えはないかについてお答えさせていただきます。

町が主体的に防犯カメラを設置するためには、その場所に設置する目的の正当性や客観的な必要性、設置効果がどの程度あるのか、設置方法や運用方法が妥当であるかなど、議員御指摘のとおり検討すべき点は多くあります。設置に当たっては、基準を明確にした上で検討して進めていく必要があると考えております。

今後も地域の皆様をはじめ、垂井警察署や関係機関とも連携しながら、犯罪を防止するための環境整備や、住民の皆様への防犯意識を高めるなど、住民が犯罪に巻き込まれないよう防犯対

策に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 富田議員の御質問の1つ目、防犯カメラ設置の強化をにつきまして、総務課からは、本町が保有をいたします公共施設の状況などにつきまして、お答えをいたします。

町内の公共施設への防犯カメラの設置状況でございますが、例を挙げて申し上げます。

役場庁舎におきましては、現在、玄関、ロビー、駐車場など計11か所に防犯カメラを設置をいたしております。映像は宿日直室で確認ができるようになっており、宿日直業務における庁舎管理の面も含めて活用をしており、防犯カメラは施設内への不審者の侵入、あるいは犯罪の未然防止などの面も含め、効果があるものと考えております。

また、もう一か所、垂井駅周辺でございます。昨年度（令和6年度）でございますが、カメラの増設、更新などを進め、防犯体制の強化を図ったところでございます。現在、垂井駅周辺には26台の防犯カメラが稼働しております。

刑事訴訟法に基づく警察への映像データ件数は、令和5年度18件、令和6年度5件、本年度（令和7年度）については昨日の時点までで19件でございます。

なお、ただいま一例として申し上げました役場庁舎、垂井駅周辺のほかにも、最近ではタルイピアセンターにおきまして設備等を更新をし、また小・中学校、ワイワイプラザ垂井、コネクトベース垂井におきましては、新たに防犯カメラ設備を設置をいたしたところでございます。

このように、ここ数年で町内の複数の公共施設に防犯カメラを設置をしてきたことも含めまして、昨年（令和6年）でございますが、9月には垂井町公共施設防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱をつくりまして、防犯カメラ等の適切な設置、運用に取り組んでいるところでございます。今後もプライバシー保護に配慮するなど、適切な運用を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

〔建設課長 藤江和明君登壇〕

○建設課長（藤江和明君） 富田議員の大きい質問の2点目、表佐「地蔵橋」の崩壊（変形）修復と表佐「地蔵院」の大木についてお答えさせていただきます。

改めまして、一般県道栗原青野線の一級河川相川に架かります地蔵橋でございますが、1932年（昭和7年）に架橋され、橋長62.0メートル、幅員6.3メートルのP C単純T桁橋でございます。また、車道橋東側の側道橋（歩道橋）につきましては、1983年（昭和58年）に架橋され、橋長62.0メートル、幅員2.8メートルの鋼単純H桁橋でございます。

本年6月25日の被災以降、表佐地区の幹線道路を長期間にわたり規制することになりましたので、地元並びに道路を利用される皆様には大変御不便をおかけしております。

被災以降、県大垣土木事務所におきましては、被災した地蔵橋の撤去工事を実施し、本年9

月末に完了いたしました。学術経験者や関係行政職員で構成された一般県道栗原青野線地蔵橋変状対策検討会では、被災メカニズムの検証、復旧工法の検討などが行われたところでございます。

なお、質問の回答につきましては、県大垣土木事務所に確認いたしました内容を基にお答えさせていただきます。

御質問の1つ目、今後の計画についてでございますが、今年12月22日から24日に予定されております国の災害査定に向け準備を進めております。

災害査定後の計画につきましては、来年（令和8年）の1月下旬に地元説明会の開催を予定しており、その後2月頃から側道橋（歩道橋）の撤去工事を予定しております。

新しい地蔵橋の復旧工事につきましては、来年（令和8年）の秋頃から橋梁下部工の施工に着手し、令和9年度内、令和10年3月の完成を目指し、橋梁上部工、取付け道路の整備を進めてまいります。

次に、御質問の2つ目、地蔵院付近の大木の所有管理はどこにあるのかについてでございますが、一般的には土地の所有者が樹木を所有していると考えられますが、土地の境界位置が不明確であることから、御指摘の大きな立木の所有権は現段階では判断が困難であります。まずは土地の境界を確認した上で、所有者及び管理の所在を明確にしていきたいと考えております。

次に、御質問の3つ目、適正な大木の管理を河川管理者は行うべきではないかについてでございますが、河川区域内であっても、基本的には樹木の所有者が管理することとなっております。また、河川管理者は、河川区域内における樹木の伐採・植樹基準に基づき、立木の管理を行うこととなっておりますので、倒木の危険性や流下能力を阻害している場合など、治水上の影響が大きいと判断される場合には、樹木の所有者の了解を得た上で、河川管理者において伐採や枝の剪定等を実施していきたいと考えております。

地蔵橋の復旧につきましては、通行規制や通学路の変更等、地元並びに道路を利用される皆様に多大な影響を及ぼしていることから、一日も早い復旧及び定期的な情報提供につきまして、県大垣土木事務所に対し引き続き要望を行ってまいります。

また、河川区域内の立木の管理につきましても、河川管理者であります県大垣土木事務所及び関係者と連携を図りながら適正な維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 13番 富田栄次議員。

○13番（富田栄次君） 第1点目の防犯カメラにつきましては、本当に丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。また一つ一つ進めていっていただくことを要望させていただきます。

第2点目につきましては、今言っていただきました、本当に一生懸命取り組んでいただいていることがよく分かりましたし、よく分かっておりますので、どうかよりよい工事着手と完成に努めていただくことを要望いたしまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがと

うございました。

○議長（広瀬隆博君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 07 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 小 宅 宏

会議録署名議員 山 田 成 利